

平成23年第4回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成23年9月13日（火曜日）

○議事日程

平成23年9月13日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	重 川 恭 年 君	4 番	山 根 祐 二 君
5 番	中 林 堅 造 君	6 番	木 村 一 彦 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	横 田 和 雄 君
9 番	高 砂 朋 子 君	10 番	斉 藤 旭 君
11 番	河 杉 憲 二 君	12 番	山 田 耕 治 君
13 番	青 木 明 夫 君	14 番	三 原 昭 治 君
15 番	弘 中 正 俊 君	16 番	大 田 雄 二 郎 君
18 番	佐 鹿 博 敏 君	19 番	藤 本 和 久 君
20 番	田 中 健 次 君	21 番	安 藤 二 郎 君
22 番	久 保 玄 爾 君	23 番	今 津 誠 一 君
24 番	山 下 和 明 君	25 番	田 中 敏 靖 君
27 番	行 重 延 昭 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
会 計 管 理 者	安 田 憲 生 君	財 務 部 長	本 廣 繁 君
総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君	総 務 課 長	福 谷 真 人 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	産 業 振 興 部 長	梅 田 尚 君
土 木 都 市 建 設 部 長	権 代 眞 明 君	健 康 福 祉 部 長	田 中 進 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	浅 田 道 生 君	上 下 水 道 局 次 長	岡 本 幸 生 君
消 防 長	秋 山 信 隆 君	代 表 監 査 委 員	和 田 康 夫 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君
監 査 委 員 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部につきましては、山本農業委員会事務局長が所用のため欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

12番、山田議員、13番、青木議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速、これより質問に入ります。最初は、20番、田中健次議員。

〔20番 田中 健次君 登壇〕

○20番（田中 健次君） おはようございます。市民クラブの田中健次でございます。3点ほどにわたって質問をさせていただきます。

質問の第1は、歴史的遺産を活用したまちづくりについてであります。

歴史的遺産を活用したまちづくりということについては、これまで2000年（平成12年）6月議会、2006年（平成18年）3月議会で質問をさせていただいておりますが、今日まで具体的に進んでいるようには見えません。2008年（平成20年）からの宮市。国衙地区道路修景整備事業が来年度まで実施をされ、歴史的景観に配慮した道路の修景整備が行われていますが、道路沿線の歴史的遺産とも言うべき建築物についてどうするのか、明確な方針も示されておりません。

ここで歴史的遺産というのは、文化財だけにとどまらず、歴史を経た街並みの中の町家から洋風建築などまでを含んだものでありますが、近年は、市町村がこのような建物を残していくことが始まっております。建物も、いわゆる文化財として評価されているものにとどまらず、地域の人々に親しまれているものまで含まれています。このような歴史的遺産を残す意義は、住民、地域にとっての精神的価値を大事にすることにもなると思います。

防府市にも歴史的遺産と呼べるもの、各地域や時代を特徴づけるものが多く残っていると思います。このような建物などを保存し、活用してまちづくりを進めることは、防府市を歴史あるまちとして特色づけ、アピールすることにもなります。

そこで、1番目に、歴史的遺産を活用したまちづくりについての市の基本的考え方をお伺いいたします。

2番目に、防府市を特徴づける歴史的遺産の公有化についてお伺いいたします。

取り組みの進んだ自治体の例を見ると、歴史的遺産の保存や活用は、個人や民間に任せては限界があります。防府市にとって重要な歴史的遺産については、積極的に公有化していくことがこれからの課題となろうと思います。歴史的遺産の公有化を考えるべきと思いますが、市の考え方をお伺いいたします。

3番目に、宮市本陣兄部家についてお伺いいたします。

本議会冒頭、市長の行政報告にもありましたが、大変残念なことでありますけれども、7月22日に宮市本陣兄部家の書院と本屋が全焼してしまいました。御当主も亡くなられ、大変残念なことであり、この場をかりて御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

兄部家は、鎌倉時代から物産を取り仕切る地位にあり、江戸時代に本陣に指定されております。中世から近世にかけての防府のまちの形成を考えると、宮市と三田尻という2つの地域、2つの核を抜きには考えることはできないと思います。近代になり、防府町成立の際も、宮市町と三田尻町の間には新たな町役場がつけられたこともそれを示しております。

宮市は松崎天神の門前町として、また経済都市として発展してきました。そのシンボルとも言えるのが兄部家ではないかと思っております。本陣についての解説書によれば、本陣はそ

の特徴として門、玄関を持つのが一般的であり、本陣を利用する大名などは、この門、玄関から入るのを正式とし、家族の出入り口は通常の民家と同様の大戸口を利用していました。また、大名などの宿泊・休憩施設に当たる座敷の部分と家族の生活空間という2つの異なった空間があり、両者は分離されて、かつ組み合うのが一般的でありました座敷部分は床、棚、書院を備えた座敷を中心とした宿泊・休憩施設で、書院造にする場合が多く、一方の家族の生活空間は、その土地に根ざした町家、あるいは農家を基本とする間取りとなります。兄部家の場合には町家のつくりというふうになっております。本陣は、座敷部分と居室部分という2つの異なった空間を組み合わせるため、建物全体の間取りは複雑になり、かつ面積も大きくなり、宿場の一般の町家に比べて大きいものとなります。

このように本陣について一般的な解説書では述べておるわけでありませう。

宮市本陣兄部家は、こうした本陣の一般的な特徴を備えた典型的なものであらうと思われませう。また、防府のまちの歴史の中で宮市を代表するものといつてよいと思われませう。このたびの火災で失われたことは残念であり、所有者の方と相談をしながら、何らかの形で復元を検討すべきではないかと思ひますが、市の考え方をお伺ひいたします。

1つ目の質問は以上で終わります。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まずもつて、田中議員には就任以来今日まで、長年にわたりまして防府市の歴史的遺産の保存に強い関心をお寄せいただき、折々に御提言、御意見をちょうだいいたしておりますことに敬意と謝意を表します。

歴史的遺産を活用したまちづくりについての基本的な考え方という御質問でございました。本年3月に策定いたしました第四次防府市総合計画では、「文化財の保護・継承について」の基本方針といたしまして、文化財保護意識の高揚と普及を通じて郷土の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、市民共有の財産である文化財の調査や保護・保存に努め、後世に伝えることとしております。また、市内各地域の文化財を総合的に把握し、市民生活やまちづくりに有効に活用するとともに、文化財情報の発信に努めることとしております。

議員御案内のとおり、本市には周防国分寺や東大寺別院阿弥陀寺、また、三田尻御舟倉跡や住吉神社の石造灯台などの文化財だけでなく、数多くの貴重な歴史的遺産がございます。このような歴史的遺産を活用したまちづくりを進めることは、歴史的景観の保全はもとより、観光振興や地域振興の観点からも大変重要なことと考えております。

このような考え方をもとに、周防国分寺金堂の修復、あるいは三田尻御茶屋の修理事業をはじめとしたさまざまな事業を長年にわたって行ってまいりました。現在は、宮市・国衙地区におきまして、歴史あるまち並みや景観に配慮した道路修景舗装や、電線類の地下埋設等の整備を地域住民の皆様と一体となって進めているところでございます。

歴史的遺産を活用した本年度の主な取り組みといたしましては、文化財郷土資料館におきまして、防府市市制施行75周年と周防国府跡発掘調査50周年の記念企画展といたしまして、7月20日から11月6日まで、「ふるさと防府の源流「周防国府跡」」を開催しております。さらに11月15日から来年2月26日までは「「周防国府」をめぐる人々」の開催を予定いたしているところでございます。

また、この9月23日には、毛利邸を会場といたしまして、「第2回国府サミット」を周防国衙跡史跡公園を会場といたしまして、「周防国府交流祭」を開催するなど、市民の郷土意識を高め、まちの活性化につなげるための事業にも積極的に取り組んでいるところでございます。

このように、歴史的遺産の保存や活用に取り組んでいるところでございますが、貴重な歴史的遺産の中には、個人が所有しておられる建物などもございますことから、その保存や活用が難しい状況にあることも事実でございます。

今後、市内に点在しております歴史的遺産の調査を積極的に進めまして、建物などの所有者や居住者はもとより、地域住民の皆様にも御理解と御協力を強くお願いしながら、その保存や活用に努め、先人が築いてこられたふるさとの文化や歴史を誇りとし、継承するまちづくりを進めたいと考えております。

次に、防府市を特徴づける歴史的遺産の公有化についてのお尋ねでございましたが、歴史的遺産の公有化につきましては、文化財の指定を受けているものの中で公有化しなければ文化財として守れないものについて行うことを基本としておりまして、本市では、現在進めております国指定史跡周防国衙跡の公有地が唯一の例でございます。文化財未指定のものを仮に公有化するのであれば、後々の使用計画が明確で、公的な利用が具体的に示されていることが最低条件となると考えます。

したがいまして、重要な歴史的遺産は、文化財の指定や登録制度を設けることによりまして、その価値を明確にすることが、まずは重要と考えております。

次に、宮市本陣兄部家は、防府市を特徴づける歴史的遺産であり、復元すべきとの御意見、御質問でございました。兄部家は、もとは、述べられましたとおり、防府天満宮にかかわる集団の統率者と考えられまして、鎌倉時代からの文書が残されている大変古いお家柄でございます。中世には合物商という塩魚――塩乾物ですね、などの海産物を扱う座の

長職として大内氏から認められ、近世には酒造業を営み、毛利藩に吉例酒を送り、宮市の本陣にも指定されておりまして、まさに宮市商工業の中心にあり続けた歴史を今に伝えてこられました。

このたびの火災は、本年5月に国の文化審議会において、現在史跡指定されている以外の敷地の追加指定の答申が出され、まさに官報告示を待っている状況下においての出来事でした。私といたしましても、まことに残念でならないところでございます。

さて、建物は消失してしまいましたが、現在、現状を記録に残すための調査を行っておりまして、なるべく早い時期に告示まで進めるべく、努力しているところでございます。

兄部家の今後につきましては、所有者の兄部様、また文化庁との協議を進めながら、整備の計画を練ってまいりたいと考えておりますが、史跡萩往還の本陣としてふさわしい景観を取り戻すべく、建物の復元を目指して、どのような方法が可能かを考えてまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 基本的な考え方から始まって、3つの点について答えていただきました。ある程度私の意を酌んでいただいている部分もありますので、その分は了いたしますけれども、まず基本的な考え方として、確かにこれまでに国分寺あるいは三田尻のお茶屋の整備、こういったものをされてまいりました。

ただ、全体的な印象として否めないのが、そういったものが1つの点としてばらばらに整備をされてきたと、文化財として確かに整備はされてきておるわけですがけれども、あるいは宮市、国衙の道路の修景というようなものもされておりますけれども、もう少し全体的に、防府市のまちづくりといいますか、歴史を意識したまちづくりというようなものでいくと弱いのではないかという感が否めないであります。

そういう意味で、今ちょうど計画を策定中の、例えば景観基本計画です。この中には景観形成のそういった重要な建築物を指定するだとかいうようなシステムがありますし、あるいは樹木などもあるわけですがけれども、樹木は今の質問とはちょっと離れますけれども、そういった点から考えて、ぜひ、もう少しその中身を煮詰めていただきたいなという気がいたします。

それで、最初に私、2回にわたって述べた経緯を申し上げましたけれども、1回目のおきの答弁は、当時のつくり始めていた景観の基本計画というようなことを言われて、これに対して主に答えられました。2回目の答弁のときには、総務部長が、美遊感計画、当時つくられていた美遊感計画、防府市のまちをどういうふうにイメージするかというような

形で、5つの軸を想定しておいたわけですが、そういったものの中での答弁でありました。今回は、どちらかというところ、文化財に軸を置いた答弁であったわけですが、市長も述べられました観光というような側面も、当然この中には含まれております。

そういった意味でいけば、基本的な考え方というところで、もう少し何らかの新しい総合計画の考え方の中には、「歴史のあるまち防府」というのが基本的なコンセプトにあると思いますので、そういった意味で、もう少し深めた、何らかの計画といいますか、そういったものが必要ではないかということをお考えいただけます。

御答弁の中で、いろんなそういったものについて、調査を進めていくということがありましたので、調査を進めていく中で、今後、そういった全体的な方針づくりといいますか、もう少し。そういったものが考えられるのかどうか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、2つ目の、公有化というのは、確かに文化財として、物以外はなかなか公有化しにくいというのはあります。しかし、一般的にはこういった歴史的遺産というものは失われやすいわけです。民間だとか個人所有、あるいは登録文化財で残ればいいですけども、登録文化財にならないものがあると。そういうことで、この10年ぐらいの間でも、今、ルルス防府が建っておりますところに元ありました、旧長州銀行であるとか、あるいはJAの華城支所であるとか、華城支所の場合には市長にもいろいろ御苦労かけたわけですが、しかし、そういったものが残念ながら失われていると。

例えば全国的には、滋賀県の長浜には黒壁という一つの施設があります。これはまちづくりでも大変成功した例でありますけれども、当時、日曜日の昼間に、1時間の間に人が数人しか通らないという通りを、今や観光バスが、要するにウィークデーでも来るといふようなところへ変わったわけですが、これも古い銀行を、売られて取り壊されさうだということで、地元の青年実業家たちの方が何人か、四、五人の方だったと思いますが、もうちょっとおられたかもしれませんが、そういう方が買い取って、それをまず残すということで始めて、それをガラスを中心とした、そういったものに特化して、まちづくりをしていったということがあるわけがあります。

そういった形で、行政の対応はややおくれるわけですが、今後、そういったことがないように、調査を先ほど進めるといふふうに言われましたけれども、調査を進める中で、個人所有であるとか、あるいは法人が所有しているだとか、お寺だとか神社などはそれなりに経済的な基盤があって、檀家だとか、それから、そういったいろんな地域が支えるというものがあって、残ったりしていくわけですが、そういったものが残らない、

不安定な状態にあるものもありますので、調査を進める際には、そういったその建物の将来の、ほんとに安定して、持続可能に残るものなのかどうか、そういったものもひっくるめて御検討を願いたいと思います。この辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。調査をする場合に、そういうことまでひっくるめてするという事について。

それから、兄部家については先ほどこの席でも申し上げましたが、本陣という建物が備えるべきものを、あの建物は火災で失われましたけれども、建物の骨組みが立地している場所、その場所というものに本陣という建物が備えるべきものを典型的な例として持っているというふうに私は解説書を――解説書といっても大したものではありませんが、手元にあるのは「日本の美術」という、毎月発行されている雑誌の1990年の2月号ですけれども、20年前の本ですが、この号が「宿場と本陣」という形で、これはよくこの雑誌を御存じの方はわかると思いますが、文化庁や国立博物館が監修しているという、非常に半分学術的な雑誌ですけれども、この「宿場と本陣」の中で、いろいろと本陣のパターンについて書いてあります。

そういう中で、これを読むと、宮市本陣の兄部家というのは、本陣の典型例という形で示されるんじゃないかと思います。母屋というのか、要するに住居部分、居室部分が道路に面しているということです。これは先ほど酒造業を営むということとも関係があって、町家ふうの建物になっております。これはもとは和菓子のお店がそこを使っておったわけでありましてけれども、それから座敷を別棟にして、それから門を入れて行って座敷に入るというような形のものであります。

そういった意味で、建物は確かに焼失をしたわけでありましてけれども、あそこのそういった山陽道に面し、そしてその建物の配置といいますか、そういったものは十分に価値のあるものではないかと思えます。そういうことですので、ぜひいろんな形の中から、どういうことがあるのか検討していきたいということでありました。所有者の方ももちろんありますので、その方の御意思を無視するという事はできないわけでありましてけれども、その辺、検討するという事でありましたので、ぜひその点はよろしくお願ひしたいというふうに要望しておきたいと思えます。

最初の2点の調査についてのそういった考え方や、建物としてのそういった将来の持続可能性があるのかどうか、そういったことまで考える調査をするのかどうか、その辺について御回答をお願いしたいと思います。

それから、調査を進めて、さらに進んだ計画だとか、そういうものをどういうふうに考えていくのか、その辺の考え方があるのか、お答え願ひしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 2点のお尋ねでございましたが、私は2点も一緒、リンクする部分がかかなりあると思いますので、一緒にお答えをさせていただきます。

まず、文化財というふうな形で位置づけられてはおりませんが、ぜひとも保存したい、あるいは後世に伝えたい、残したいと思われるような建物や樹木などは、私、物すごく数多くあるというに実は感じております。

最近、早朝、いろんな範囲を歩いておるんでございますけれども、そうしますと、いろんなところに、「あれ、これは」と思うようなものがございます。現に、私が住んでおりますところは、実は昭和30年代の終わりにモータリゼーションが発達してきて、一方通行を解除してほしいという、地域の商売屋の人たちの強い要望で、南北それぞれ1メートルずつ、土地を市に無償提供する。軒先を切り取ってしまった部分の補修については市がお金を出してあげる、こういうようなことで、かなりの多数の方々が賛同されて、今の定念寺さんのあたりから今の山口町の入り口のところまでが一方通行解除という形になっていった経緯があるんです。そのために、もしあれがなかったら、うちの父などは当時大分反対したようでございますけれども、通りませんで、随分軒をみんな切られてしまったんです。しかし、まだそれでも、1メートル切られてもまだ昔の形で残っている軒先や建物というのがかなりたくさんございます。これを、早目に、調査と同時に何らかの形で指定していく、まちが残すべき建造物ですよ、樹木ですよというような形で、それに対して年間2万円とか3万円とか、もう漠然としたことではございますけれども、そのような方法はとれないかということで、登録制にしていくと、大きく変更するようなときがあったら必ず事前に届け出をいただきたいとか、いろいろな条件をつけて、そのかわり年間2万円とか3万円とかというようなお金をお渡しをさせていただくということも一つの、調査を進めていく上でははずみにもなることではないかなというふうにも、個人的に実は考えているところでございます。

議員が長州銀行の問題とか旭旅館の立ち退きのこととか、いろいろな事柄で過去においてお話をされた、御腐心されたことをよく承知しておりますし、今もまだ宮市商工会とかいろいろな建物が残っているところでもございます。早目早目の対応を私どものほうからさせていただくということが、まずは肝要ではないかということで、過日、せんだってでございしますが、その辺のことについて研究してくれという指示を実は出しているような次第でもございます。言葉の足らないところは教育委員会文化財課のほうから答弁をもらいたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 残すべき歴史的遺産を守る方法として、国・県・市による

文化財指定制度があり、また活用に重点を置いた国の文化財登録制度がございます。この登録文化財の候補リストは、今、教育委員会のほうで作成しておりますが、その他の重要な歴史的遺産につきましても、そういった指定や登録文化財にすべきものがないか、調査を行っていきたいと考えております。

先ほど、議員さんの言われましたように、将来、安定的に残すための調査についても、そのときにやはり一緒にやっていくべきであろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） まだ若干申したいこともあるわけですが、時間の関係もありますので、次の質問に移らさせていただきたいと思っております。

質問の第2は、学校図書館の充実についてであります。学校図書館は学校図書館法に位置づけられ、すべての学校に置かなければならないものとされ、同法の第2条で、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的としております。

また、2008年（平成20年）3月公布の学習指導要領においても、学校図書館の利用・活用がさまざまな箇所で強調されております。これまでは、学校図書館の機能は、読書センター機能、あるいは学習情報センター機能という2つの機能を持つものと言われておりましたが、近年は教員の授業改善や資質向上のための支援機能、教員のサポート機能、あるいは子どもたちの居場所の提供、家庭・地域における読書活動の支援についても時代の要請としてこれを受けとめていくことが必要となってきました。

学校図書館について、最近では2009年（平成21年）12月議会で、隣接する山口市や周南市が学校図書館に人を配置して、学校図書館の充実を図っており、隣接する2市との差をこれ以上つけられないように教育委員会の担当課が協議して、学校図書館を具体的に振興する総合的なプランを策定すべきではないかと質問いたしました。

これに対して、学校図書館を具体的に振興するプランの策定に係る検討を行ってまいりたいとの答弁をいただき、その結果だと思っておりますが、昨年3月に策定された「防府市子ども読書活動推進計画」では、「学校等における子どもの読書活動推進」の章で、「具体的な取り組み」として、「学校図書館振興のための具体的な方策を示した、基本計画の策定に取り組みます」と記述をされております。

そこで、まず1番目に、学校図書館を具体的に進行するプランの策定についての検討は、その後、どうなっているのかお伺いいたします。

2番目に、今年度から配置されております学校図書館司書についてお伺いいたします。

今年度からの新規事業として、学校図書館活用推進事業が始められ、学校図書館司書を1人配置し、小学校17校を巡回訪問されております。まだ1学期の間だけですけれども、どのような状況なのか、状況をいたしたいと思います。

3番目に、今後の振興策についてお伺いいたします。学校図書館活用推進事業が今年度から始まり、一步前進したという感じはしておりますが、教育委員会は今後の学校図書館の充実についてどう考えているのか、学校図書館司書も現状はお一人で17校を巡回するという状況で、大変ではないかと思われまます。来年度はどうされるのか、今後の振興策についてどう考えられているのか、お考えをお伺いいたします。

以上で2つ目の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） それでは、学校図書館の充実についての御質問にお答えいたします。

学校図書館には、主として読書活動や読書指導の場である読書センターとしての機能と、児童・生徒の主体的な学習活動を支援する学習・情報センターとしての機能、さらには子どもの居場所提供としての機能があり、学校教育の中核たる役割を担うことの必要性から、その充実の重要性については、教育委員会としても十分に認識しているところでございます。

それではまず、学校図書館を具体的に振興するプランの策定に関する御質問についてお答えいたします。防府市におきましては、平成21年度から子どもの読書活動の推進や図書館の充実・利用・活用を一層推進するための調査・検討を、教育委員会を中心に関係各課で行ってまいりました。その結果をもとに、今後の方向性を平成22年5月に、「防府市子ども読書活動推進計画」としてまとめ、現在、その推進計画に基づいて学校図書館の充実に努めているところでございます。

この推進計画の中で、学校図書館に関しましては、「学校図書館資料の質・量両面にわたる充実」、「司書教諭及び学校図書館司書の配置」、「ネットワークシステムの構築」など、8つの方策の方向性を定めており、関係各課が連携し、学校図書館の振興を図っているところです。

議員御指摘の学校図書館の具体的な振興プランの策定については、「防府市子ども読書活動推進計画」に示したそれぞれの具体的な取り組みについて検証しながら、今年度中に策定する予定です。

次に、学校図書館司書についての御質問にお答えいたします。児童の読書意欲を高めるとともに、各校の図書ボランティアや公立図書館との連携により、学校図書館の活性化を

図ることを目的として、本年度から学校図書館司書1名を配置し、市内の小学校への巡回支援に当たっております。

学校図書館司書の具体的な活動として、読み聞かせや読書指導、掲示物の作成、購入図書を選定、資料収集や各校の活動に関する情報提供などのほか、各校の要望に応じながら、学校図書館活性化のための支援、助言を行っております。

今年度は1名の配置にとどまっておりますが、児童の読書活動や図書館支援の上で成果を上げていることから、今後、学校図書館司書の増員に向けて検討してまいります。

最後に、今後の振興策についてでございますが、「防府市子ども読書活動推進計画」に基づいて、今後も各学校の状況を踏まえ、物的・人的支援を継続的に進めてまいります。その中で、インターネットを利用した市立図書館と市内小・中学校図書館とのネットワークシステムを構築する構想については、ネットワーク内における蔵書の共有化と有効活用を図るため、平成21年度からの3カ年計画で、学校図書館蔵書のデータ入力、バーコードラベルや背ラベルの張りつけなどを統一仕様で進めているところでございます。

今後の計画といたしましては、まずモデル校を選定して、学校図書館管理システムを導入し、それを運用する中で、さまざまな課題を検証しながら、順次、すべての小・中学校に導入していきたいと考えております。その後にネットワークシステムの構築に取りかかる予定でございます。実施に当たっては、小・中学校や学校図書館ボランティアの皆様など、関係者の御意見を伺いながら進めてまいります。

なお、11月2日から待望のブックモービルの運行を開始いたします。このブックモービルは、2週間で市内6コースを巡回し、地域の読書活動に貢献するとともに、子どもたちの読書活動推進にも寄与できるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 学校図書館を振興するプランというものがどういうふうになるのか、余り動きが見えなかったんですけれども、今年度中に、今ある、「子ども読書活動推進計画」、この中で学校図書館について8項目が示されておいて、その8項目めが学校図書館振興のため基本計画の策定なんですけれども、そのほかの7つを中心につくるというようなことでありますけれども、ぜひ実効性のある計画をつくっていただきたいなと思います。

私、今、手元に持っているのは、これは5年ほど前に視察をした東京都調布市の調布市立学校図書館振興プラン検討委員会がつくったその報告書でありますけれども、この中には、基本的な考え方、それから現状と課題、それから目指す学校図書館がどういうものか。

それから、学校図書館振興に向けた具体的な計画という形で、向こう6カ年の進行計画という形で、6カ年でそれを実現するという具体的なものを含んだような中身になっております。前期の3カ年、後期の3カ年というような形で、どういうふうなものをしていくのか、そういったものを、これは学校の関係者、それから教育委員会、それから図書館、それから保護者の方、そういう方々でつくっておりますけれども、ぜひこういう形で、具体的な実効性のあるものをお願いしたいと思います。

それで、今年度1名の方が配置をされて、非常にその方が努力されているということもありましょうし、好評ということで、今後増員を検討するという前向きな御答弁をいただいたので、その点には感謝申し上げたいと思いますが、ただ、県内の他市は、これについてやはり取り組んでいるところが出て、格差がはっきりしてきました。

例えば山陽小野田市は、これはほんの数年前までは人が配置されておらなかったわけですが、この3年ぐらいの間で17校、11校に、それぞれの学校に1人の方が配置をされるというふうになっております。

それから、隣の周南市は、2校のかけ持ちの状態から始まったと思うんですけれども、その中から毎年2名ずつ、1つの学校にもう専属の方を毎年2名ずつ増やして、今年度はその方が8名になっております。

それで、学校の規模で、中学校は3学級、小学校は6学級ですから、1学年1クラスの学校には、そういう学校が32校あるそうですけれども、かけ持ちで週2日行くと。だから、1人の方が2つの学校をかけ持って2日、2日行くという形で、16名の方が配置されているわけですから、合わせて24名のそういう学校司書が、残念ながら、雇用は臨時職員だとか、そういう不安定な身分ですけれども、そういう形で配置をされている。

山口市について、ちょっとそれだけ正確な情報を取っておりませんが、山口市は逆に、学校図書館支援センターという機能を市立図書館の中に持って、そこに人を配置をして、その人たちが学校の司書さんと連絡をとったり、学校図書館のほうに本を運んだりとか、そういうことをされていると、こういうふうになってきております。

そういう意味でいけば、防府市は一步踏み出したわけですが、その一步は余りにも小さい一步でありまして、過去には緊急雇用で7名の方がおられたこともあるわけで、この辺、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ぜひ、教育長には一言、学校図書館というのか、学校図書館を利用した教育というものが、最近、学力テストとの関係で、学校図書館を利用したそういった調べ学習だとか、あるいは読書センターとしての機能だとか、そういうものが学力向上にやはりかなり寄与しているだとか、いわゆるOECDが調査されるPISA型「読解力」ですね。これは一般

に国語でいう読解力とは違うということ、文部科学省がPISA型「読解力」という、こういう言い方をしているというのは、私が言うまでもなく教育長は御存じだと思うんですが、そういった意味で、学校図書館が新しい意味で、学習指導要領にも、前と比べてかなり出てきていると。その辺のちょっと御感想なりお考えをお伺いしたいと思います。

と申しますのは、山陽小野田市の教育長さんは、かなりそういう意味で積極的にそれを推し進めているようなところがありますので、ぜひ、そういったところの教育長の考え方をぜひお聞きをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） ただいま議員が御指摘されました学校における読書の重要性、私ども読書の重要性は十分に認識しております。今申しましたが、学力向上だけでなく、子どもたちが一日落ちついて学校生活に取り組むといったことで、朝来たらそれぞれの学校で読書の時間を持ってという、そういうふうなことも、今、私も考えております。そういった面で、さまざまな面でこの学校の図書館ということを活用しながら、今後、学校の教育力の向上に努めてまいりたい。そのための人員の配置につきましても、微力ではありますが、少しずつですが充実させていきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 読書ということと、ほかに、もう一つは、調べるといいますか、そういったこともやはり大きな機能だと思います。さまざまな情報の手段が、情報の入手というのか、そういうものがあると思いますけれども、そういう意味で、図書館というのは大きな機能を有しております。私も図書館にしょっちゅう、割と行くほうなんですけれども、それは読書というよりは調べるということでむしろ行くわけで、子どもたちにもやはりそういうものが必要になってくるんだと思います。

それで、時間も限られておりますので、次の質問に移りたいと思いますが、3つ目の質問は、小学校給食の民間委託についてでございます。

最初に、要求水準書の内容の改善についてお伺いをいたします。皆さんのお手元に配っております一般質問の要旨には、募集要項という文字が並んでおりますけれども、今回の質問について募集要項は直接は関係ありませんでしたので、それは削除をしていただきたいと思います。

4月から施行されました議会基本条例に基づき、新しいさまざまな取り組みが進められておりますけれども、その中で、市民団体や市民グループとの議会懇談会も1つの取り組みとして進められてまいりました。防府市の学校給食を考える会の申し込みによって、

7月20日に私も所属しております市議会教育民生委員会と懇談をいたしました。小学校給食の民間委託について、議員がこれまで気づかなかった問題点も指摘され、有意義であるとともに、私自身の不勉強を恥じるものでありました。とりわけ小学校給食民間委託の要求水準書の内容については、改善すべき点があると思いますので、最初にこの要求水準書について、3つほど質問させていただきます。

1つ目は、直営で市が雇用する臨時職員やパートの給食調理員には調理師の資格を求めているのに、委託のこの要求水準書の中では、民間委託業者に対して、業務責任者、業務副責任者と調理業務従事者の一部にしか調理師の資格を求めておりません。このため、受託業者は6時間勤務のパート職員の募集においても、「料理の好きな方」という求人広告を出したりしております。直営で雇用するのと同様に、民間委託でも調理師等の資格を求めなければならないと思いますが、どうお考えでしょうか。

2つ目は、調理従事者の研修についてであります。業務委託の要求水準書では、「調理従事者の研修については、ドライ運用の施設における調理、食品の取り扱い等を円滑に行われるよう定期的に行い、調理従事者の資質向上に努めるものとする」と書かれていて、研修の明確な義務づけになっていません。

そういうこともあるためか、民間委託されているある小学校での給食協議会では、こういうやりとりがあったようです。学校栄養士が「調理員さんの衛生管理の研修を全員受けるようお願いします」と述べたのに対して、受託業者の方が「研修を受けるように伝えます」と答え、これに対して学校栄養士が「ボランティアとかではなく、勤務としてお願いします」、こういうやりとりがあったようです。要求水準書で定期的な研修を明確に義務づけることが必要と思いますが、この点について、いかがでしょうか。

それから3つ目は、以前に私や他の議員が何度か指摘した管理栄養士の配置の問題であります。これも要求水準書にかかわる問題でありますけれども、健康増進法と関係省令により、1回300食または1日750食以上の食事を供給する給食調理の設置者は、栄養士のうち少なくとも1人は管理栄養士であるように努めなければならないとしています。学校給食では1日に1回しか給食を用意しませんので、この場合には750ではなく300食を基準に考えるわけではありますが、市は独自の基準により750食で線引きをし、750食を超える華城小学校と中関小学校にだけ管理栄養士を置くようにし、この2校以外の民間委託では、管理栄養士を配置することを民間委託の要求水準書で求めなくなりました。かわりに栄養士でよいというような形になったわけでもあります。再度、健康増進法にしたがって、300食以上の学校の民間委託では管理栄養士の配置に努力すべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2番目に、学校栄養士が配置されていない学校の民間委託の経費についてお伺いいたします。これまで毎年2校ずつ、小学校の給食を民間委託し、4年間で8校を委託してきました。これまでの委託した学校はすべて学校栄養士が配置されておりましたが、ところが、来年度委託予定の牟礼南小学校は、学校栄養士が配置されていないため、教育委員会が業者の給食調理を管理するため栄養士を新たに雇用することとなります。

平成20年5月の議会教育民生委員会所管事務調査で示された資料、これは前回の市議選挙後の平成21年2月の教育民生委員会の所管事務調査でも、新しく議員になられた方もおりますので、再度資料として示されておりますけれども、この資料では、正規職員を学校栄養士として新規採用すれば、牟礼南小学校の場合、むしろ委託をすれば年間529万5,000円、経費が増えるという、そういう試算でありました。

そういった中で、昨年12月議会に私の質問に対して、当時の教育委員会担当部長が「正規職員ではなくて栄養士の資格を持つ臨時職員で対応するので、試算しても経費の削減が図れる」と答弁されております。しかし、どうもちょっとこれはこれまでの出されている資料では疑わしいわけでありまして。それではどのくらいの経費削減になるのか、具体的な試算があればそれを示していただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） それでは、小学校給食の民間委託についてお答えいたします。要求水準書の内容の改善についての御質問でございますが、まず最初に、市の臨時調理員を募集する際は、調理師等の資格を求めているが、委託業者への要求水準書では有資格者を一部の従事者に限定していることから、すべての従事者に対して資格を要求すべきではないかとのことについてお答えいたします。

平成13年度第3次防府市行政改革において、学校給食の民間委託の早期実施という答申を受け、その後は給食調理員の退職者を不補充として、給食調理業務を進めていくことになりました。

それまでは、正規職員が中心となって調理業務を行ってまいりましたが、正規職員が減少していく中で、資格を持たない臨時調理員を指導しながら、日々の調理業務を行うことが難しいため、市の臨時調理員につきましては調理師または栄養士の資格を有しているものを募集しております。

一方、学校給食調理等一部業務の委託業者選定に当たっては、現在、直営校で行っている調理業務等の水準をもとに、市の求める業務内容の水準を詳細に記載した要求水準書を作成し、これに基づき、業者から提出された提案書を審査し、一定水準以上の業者を選定後、入札により委託業者を決定しております。

各委託業者においては、栄養士等の資格を有し、指導者としての教育を受けた業務責任者、副責任者が、資格を有しない従事者を指導しながら業務を行っております。

また、委託業者の業務指導者が定期的に各現場を訪問し、調理、衛生管理などについて従事者一人ひとりに指導しております。

このような会社全体の組織的な対応により、従事者全員が学校給食の重要性を十分認識した上で、安全に調理業務等が行われ、これまでと変わらず安心・安全なおいしい給食が提供されており、また市が定期的実施しているモニタリング、いわゆる監視・チェックにおいても、適正に給食調理が実施されていることから、現時点では従事者全員に資格を求めることは考えておりません。

なお、今後、安定的な給食の提供が懸念されるような事態が発生するおそれがある場合は、雇用条件の見直しに限らず、改善を検討していきたいと考えております。

次に、要求水準書の中で、業者の研修を義務づけていただくの御提案でございますが、本市では、要求水準書において、「調理従事者の研修については、ドライ運用の施設における調理、食品の取り扱い等が円滑に行われるよう定期的に行い、調理従事者の資質向上に努めるものとする。研修実施後は、直ちに研修実施結果報告書を学校に提出する」と記載しております。

教育委員会といたしましては、この記載で業者への研修を義務づけており、努めるのは「資質の向上」という認識であり、業者も定期的な研修実施が義務づけられていると理解し、これまでも報告が提出されております。しかしながら、もし研修実施が義務づけされていないと誤解を招くような記載であれば、今後、より明確な表現とするよう検討してまいりたいと考えております。

次に、管理栄養士資格者の配置を要求水準書で求めてはどうかの御提案でございます。健康増進法施行細則の第1章第2において、管理栄養士を置かなければならない施設、管理栄養士必置施設は、イとして、医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上または1日750食以上の食事を供給するものとされており、次に、ロとして、イの特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食であって、継続的に1回500食以上または1日1,500食以上の食事を供給するものとされております。

管理栄養士の業務は、病院などにおいて、医学的管理を必要とする方への給食管理及び栄養指導が主なもので、他市を見ましても、学校給食施設に管理栄養士の資格を条件として配置されている例は余り見かけません。

また、本市の学校給食は管理栄養士を必ず置かなければならない施設に当てはまるもの

ではありません。しかしながら、本市では、平成20年12月にも答弁しておりますとおり、管理栄養士を1日750食以上の調理施設に配置するという独自の基準を定め、実施しているところでございます。

現在のところ、本市においては管理栄養士を配置した給食施設、配置していない施設、どちらにおいても、安全な給食が安定して提供されておることから、基準未達の施設について管理栄養士を配置することは考えておりません。

最後に、学校栄養士が配置されていない学校の委託は、経費節減になるのか、試算を示してほしいとの御質問でございますが、平成24年度からの給食調理等民間委託の実施に当たっては、臨時栄養士を市で雇用し、配置する必要がある、これに係る経費が発生いたしますが、給食調理を直営から委託に変更することで、調理員の人件費に係る経費が削減されますので、全体では経費が削減できると考えております。

経費削減額は、調理員の人件費の減、臨時栄養士の人件費の増を勘案いたしまして、約190万円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 時間がもうあと残り2分ほどしかありませんので、気づきだけ何点か述べて、非常に不十分な答弁だと思いますけれども、そこだけ指摘しておきます。

資格の点で、今の直営の部分が非常に正規職員が少ない割合になっていると、そういうことで今は求めているということでもありますけれども、やはりこれはいわゆる二重基準、ダブルスタンダードというふうに言わなければならないと思いますので、その点を指摘しておきたいと思っております。民間には甘い基準を求めて、直営には厳格な、自分たちがきちっと責任を持つということをしているというふうにとられかねないと思っております。

それから、研修については、現状の表現は、やっぱり不十分だと思います。というのは、要求水準書ですから、明確な1つの水準、レベルを示す必要があると思っております。その意味で、資質の向上に努めるというのは、1つの水準を示すものとしては不明確なわけです。資質向上のために定期的な研修をするだとか、そういうふうな形にしないと、これは要求水準というような言い方にならないと思っております。そういう意味で、学期に1回は研修をするというような、それぞれ休みに入るわけですから、そういうときに、そういうような表現に直していただくようお願いしたいと思います。

それから、管理栄養士についてはいろいろ、るる述べましたけれども、必置だというふうに私も言っておるわけではないんです。努力義務で、置くように努めなければならないと。置くように努力しなさいというふうに法律でしているんですから、努力はしないんで

すかと。750で線引きをするんじゃないかと、法律は300食以上のところは努力しなさいと言っているんですから、防府市は努力をしないんですかというふうに聞いているわけです。

それに対する教育委員会の回答は、法律ではそこまで規則を定めておりませんので、努力は750の2校だけにしますと、他市も努力していませんからしませんという答弁ということになろうかと思えます。

それと最後の、もう時間がありませんので指摘だけしておきますが、民間委託の経費の比較ですけれども、以前に出された資料では、要するに民間委託する場合とそれから自校で引き続いて直営でやる場合との経費比較がされております。その経費比較だと、委託した場合には牟礼南では79万円、右田小では62万1,000円、玉祖小学校でも79万円の経費の削減しかできないような試算が前に示されております。議会にはこういう試算が示されております。

1年間通して学校栄養士を雇用すれば79万円よりもたくさんかかるわけでありまして。今の年度の予算で示されております分であっても、1月から3月の間にいろんなものが示されておりますけれども、3カ月だけで約56万円の経費が組まれております。そういうことでありますから、ちょっとこの試算については適当な機会に議会にお示し願いたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、20番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は2番、土井議員。

〔2番 土井 章君 登壇〕

○2番（土井 章君） 明政会の土井章でございます。質問通告に従い、質問いたします。

まず最初は、防犯灯、街路灯の整備についてでございます。

御案内のとおり、4月から防犯灯の管球取り替えが有料になりました。このため、市は3年間の時限措置で、蛍光灯から蛍光灯への管球取り替えに1本当たり1,500円。蛍光灯からLED灯への取り替えに補助率60%、1本当たり補助限度額1万4,000円の補助制度を創設されました。

補助金額の計算方式も、6月議会の総務委員会で改善を提案をしたところ、早速、1本ごとに1,000円以下の端数切り捨てから、補助申請ごとに一括計算した後、1,000円以下の切り捨てに改善をされました。早い取り組みに感謝を申し上げます。防犯灯を一括取り替えされる自治会にとっては自己負担額が相当軽減されることになるという

ふうに思っております。

さて、LED灯への取り替えの費用でございますが、球が切れた都度、取り替えるのであれば、2万二、三千円かかると。自治会負担金は1本当たり9,000円前後になるようでございます。

一方、一括で取り替えた場合、取り替え本数が増えるほどに、1本当たりの経費は安くなります。ある業者の提案は、とめ金具等を再利用することを前提に、15灯一括取り替えて1本当たり約1万7,300円、自治会負担金が7,000円。60灯取り替えて、約1万6,800円、自治会負担金は約6,700円。100灯取り替えて約1万5,500円、自治会負担金が6,200円。150灯取り替えて、約1万5,300円、自治会負担金は6,100円。そして、200灯一括取り替える場合は約1万5,000円、自治会負担金は6,000円というふうになっております。

このように、一括取り替えは、自治会にとって、何といたっても自己負担金や電気料金が安くなるわけでございます。さらに、補助申請が一度で済む。3年の補助期限を気にしなくて済む。また寿命が約6万時間となっております、1日12時間点灯で計算すると、10年以上の長寿命になるため、管球取り替えの手間が省けるとの利点がございます。また市にとっても、取り替え及び電気料の補助金が軽減されるわけでございます。そして、一括申請による補助金事務の作業量も軽減をされます。加えて、省エネ、地球温暖化対策に市は一生懸命取り組んでおるといようなイメージアップも図られます。加えて、国家的に考えても、東京電力、福島第一原発の事故以来、全国規模で節電が叫ばれておりますが、LED灯への転換は節電にも大いに寄与するところでございます。

このように、蛍光灯からLED灯への転換は一石数鳥の効果があると考えております。しかし、自治会によっては一括取り替えができない事情があるのも事実でございます。なぜなら、市の補助金は取替料の支払いを済ませ、領収書を添付して申請することになっているため、自治会には、まず業者への支払いのための当座の現金が必要になるわけでございます。また取替料の40%の自治会負担金も結構多額になります。例えば、100灯一括取り替える場合は、業者への支払金は約160万円用意しなければなりませんし、自治会負担金も65万円の余剰金が必要であります。200灯であれば、支払金は300万円、自治会負担金を120万円の剰余金がなければできないということでございます。加えて、器具の取り替えがあると、支払いの金額はそれに加算されるわけでございます。これだけの現金が即座に用意でき、さらに自治会負担金相当の剰余金のある自治会は、そう多くはないというふうに思料されます。

私の自治会では一括取り替えをいたしました。当座の現金を自治会会館の修繕積立金

を取り崩して調達をいたしました。隣の自治会では会館の屋根修理にお金を使ったので、やむなく蛍光灯での取り替えをすることをございました。補助制度のなくなる3年先を指をくわえて迎えることになるわけでございます。残念ながら、せっかくの補助制度が活かされないこととなります。

そこで、LED灯への転換の優位性は十分理解していても、当座の現金や40%の自治会負担金が用意できない自治会のために、業者への支払金相当額を貸し付け、市補助金相当額分は補助金交付時に相殺、自治会負担金相当分は5年程度で返還するような融資制度の創設を考えてはいかがかというふうに思います。見解をお伺いします。

5年程度は、五、六年程度でも結構ですが、要するに、電気代がかなり安くなりますので、五、六年程度で自治会負担金分が出てくるという計算でしております。この場合、先ほども申し上げたとおり、市も一括取り替えのほうがはるかに補助金額が少なくて済む。あるいは電気料金の補助金も少なくて済むということから、無利子での融資をお願いしたいというふうに思っております。

次に、蛍光灯は、一般的には20ワット蛍光管を使用しております。照度は20ワットでもコンデンサーの消費電力を加え、電力会社とは40ワットでの契約となっております、各自治会は、不満ではありますが40ワットの消費電力料を払っています。

LED防犯灯は、一般的には8.2ワットから9.2ワットでございますが、現在、電力会社の最小契約単位は20ワットでございますので、仕方なく20ワットの電気料を払わされるわけでございます。それでも電気料金は、先ほど申し上げましたように、40ワットから20ワットに変えることで、月に1灯当たり78円75銭安くなるようでございます。

10ワット契約制度が新設されると、もっと安価になるわけでございます。実際の消費電力に見合った10ワット契約制度の新設について、先日の本会議で、中国市長会総会で要望したと答弁がありましたが、中電の回答はどうであったのか、お伺いをします。

また、全国の電力会社がLED照明を使った防犯灯を優遇する料金枠、要するに、20ワット以下の契約電力の制度の創設を検討しているという情報もことしの初めごろにはございましたが、その検討状況を把握されているかどうか、あわせてお伺いをします。

次に、自治会が防犯灯を設置している箇所は、概して、中央線のない道路や小路であります。私は、市内での行動はほとんど自転車を利用しておりますが、この経験からすると、決して防府市は自転車に優しいまちではございません。幹線道路が大変暗いのです。明るい道路は市役所から佐波山トンネルまで、あるいは市役所から防府商業高校まで、あるいは産業道路の一部ぐらいではないでしょうか。駅南の区画整理地区も明るいと思っております。

ます。過去幾多の先輩議員が街路灯の整備について質問をされておりますが、道路法や道路構造令による道路照明施設設置基準により、連続照明については交通量が1日2万5,000台以上、局部照明は交差点や横断歩道、橋梁等が対象で、この基準によって対応していると、いつも紋切り型のつれない回答となっております。国道、旧国道以外は、まず1日2万5,000台以上の交通量はないのではないのでしょうか。すべて自治会が防犯灯で措置しろということでしょうか。余りにも残酷ではないかというふうに思います。

そこで質問ですが、旧国道2号も交差点以外は街路灯がありませんが、1日の交通量が2万5,000台以下なのか。また、1日交通量が2万5,000台以下の道路の場合、街路灯を設置してはいけないのかどうか、お伺いをします。

そして、設置していけないということではないのであるならば、市民の安全・安心の観点からも、中央線が引いてある2車線の道路は、市で街路灯を設置すべきではないかと考えますが、見解をお伺いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） まず、防犯灯についてのお尋ねでございましたが、防犯灯は各自治会が設置、維持管理しておられるものでございまして、現在、市内には約7,400灯が設置されております。市といたしましては、安心・安全な市民生活に重要であるとの考えから、防犯灯にかかる費用に対する補助制度を設けておりまして、設置、取替費用及び電気料金の一部を補助してまいりました。

議員御提案の防犯灯をLED化するための貸付制度の創設についてでございますが、確かに防犯灯をLEDに取り替える場合は、1灯ごとに行うよりも、まとめて行ったほうが工事単価が申されたとおりの安価になります。LED防犯灯の設置、取り替えにつきましては、本年度、制度を新設いたしまして、費用の60%を補助いたしております。

3月11日の東日本大震災以降、電力消費を考へてのLED化への大きな流れもございまして、また、LED防犯灯の価格がかなり安くなってきてまいりましたことから、この補助制度を創設後、当初見込んでおりました灯数をはるかに超えるほど、自治会においてもLED化に取り組まれておりまして、まとめて補助金申請をされる自治会もございます。

このようなことから、LED防犯灯への切り替え、あるいは省エネ等を進める上からも、数々の御指摘の点も含めまして、制度の改正あるいは貸付制度の創設について、早速研究してまいりたいと考えております。

次に、防犯灯の電気料金についてのお尋ねでございましたが、議員御案内のとおり、本年3月の議会におきまして、10ワット契約の創設について、山口県市長会及び全国市長

会中国支部並びに、山口県自治会連合会を通じまして、中国電力株式会社へ要請する旨、答弁いたしております。このことにつきましては、さきの全国市長会中国支部総会におきまして、中国電力株式会社に対して、定額制の防犯灯電力料金の引き下げと、新たに10ワットまでの料金種別を設けるについての要望を申し入れることが決定されていたところでございます。

このことは、さきに田中敏靖議員の御質問、あるいはまた、この9月9日の山根議員の御質問ではさらに詳しくお答えをしたところでございますが、私どもといたしましては、力を合わせまして、あらゆる機会に中国電力御当局に10ワットまでの電気種別の設定のお願いをしておりました矢先、昨日、夕刻、中国電力株式会社から、定額電灯及び公衆街路灯の料金メニューにおいて、新たに10ワットまでの電灯に適用する料金区分を本年12月1日から設定することとし、本日——ということは、本日でございますが、経済産業大臣に対し、認可申請を行ったと。昨日のことでございます。昨日、認可申請を行ったと、このような発表があり、連絡がございました。

このことは今朝、皆様方へ御通知申し上げているところではないかと、そのように思っております。この経済産業大臣の認可がおりますれば、10ワットの契約ができることとなりますので、大幅に、料金において低減されていくものという報告もあわせ受けておるところでございます。

このことによりまして、さらに、LED防犯灯の設置あるいは取り替えがさらに進んで、安心・安全なまちづくりにつながるものと喜んでおるところでございます。

次に、住宅の少ない地区への街路灯の設置促進についてのお尋ねでございました。特に公共施設周辺等ではございましたが、街路灯には、道路管理者が交通安全の観点から、交差点や横断歩道等に道路照明施設として設置しているものと、歩行者の安全や犯罪防止を目的として、自治会などが設置されている防犯灯がございます。

御承知のとおり、公道の道路照明施設は道路法や道路構造令によりまして、道路照明施設設置基準が定められております。夜間あるいはトンネルなどの明るさが急変する場所におきまして、道路状況、交通状況を的確に把握するため、良好な視環境——見る環境、視環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図ることを目的といたしております。

まず、お尋ねの旧国道2号の交通量でございます。平成17年度に、5年前でございますが、行った交通量調査におきまして、牟礼地区では約1万3,000台という結果が出ております。その後、環状1号線の供用開始及び新橋牟礼線の開通等もございまして、現在では1日2万5,000台以上ということは、これは考えられませんが、今後のことにつきましても、最新のデータも必要であろうと思っておりますので、この道路を旧国道

2号をともに管理しております県とも協議の上、最新のデータの把握に努めたいと存じまず。

次に、このところの中で御質問がございました、してはならない規定があるのかということでございましたが、それはないと、私は理解をしております。

次に、中央線が引いてある2車線の道路は、市が街灯を設置すべきではないかとの御質問、御意見でございます。街灯は本来すべての道路に設置されることが望ましいということは私も十分理解をいたしております。しかしながら、連続照明ということになりますと、交通量が1日2万5,000台以上の市街部の道路を対象としておりますことから、設置しておりませんが、カーブで見通しの悪い所や横断歩道、交差点などには、事故防止の目的で、局部照明を設置をしております。

これまで市では、災害時の避難所に指定されている施設につきまして、これは優先的にソーラー式の街灯の設置を進めてまいりました。街灯は市民の日常生活におきまして重要な役割を果たすものでございます。したがって、今後につきましては、公共施設の周辺及び観光施設の周辺などにおきましても、設置効果が高いと思われる箇所には、順次、計画的に整備してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） どうぞ、土井議員。

○2番（土井 章君） それでは再質問をさせていただきますが、まず融資制度でございますが、必要性は感じるので研究してまいると、こういうことでございましたが、行政用語で研究ではちょっと物足りないなという思いがしております。ぜひですね、市も助かる話ですし、自治会も助かる話です。ぜひですね、当初予算で結構ですので、ぜひ、措置をしていただくよう重ねてお願いをしておきます。そして、当初予算で措置する方針をできるだけ早く出される。来年まで待てと自治会に通知をしていただければ、自治会はそれで来年まで待てば済むわけでございますので、ぜひ、方針だけは早く出していただくようお願いをしておきます。

それはなぜかといいますと、ある自治会の方がおっしゃってましたが、金がないと。だから、どっかで金をつくらんといけんと。そこで、日赤の社資、あるいは共同募金、歳末助け合い募金、緑化募金等々で、1戸当たり、自治会は900円、年間、負担しておるわけですが、これは義務でも何でもないんじゃないかと。これをやめて金をつくらんにやしようがないかもしれんなど、こういう話が実はありまして、ちょっと待ちさんせと。議会でそういう要望もしてみるからということで、この質問に至った経緯があるわけです。

そういう措置がなされなくなると、やはり、自治会も経営改善のためには一括でしたいと。そのためには現金をつくらんにやいけんということになると、そういう義務でもない

負担金はやめようでというようなことになって、形が整わなくなるという思いがしておりますので、ぜひ、真剣に検討していただきたいというふうに思っております。

それから、電力料金につきましては中国市長会を通じて要望していただき、中国電力から10ワットの新設をするということで、経産省に申請中だということのようでございます。大変御努力を感謝申し上げます。

そして、3番目の街路灯でございますが、公共施設周辺が暗いというのは今から言おうというふうに思っておりましたが、要するに、市長の近くの佐波小学校であっても、佐波中学校であっても、本当に暗いんです。真っ暗です。特に暗いのは旧2号の植松交差点から自衛隊に行く道路。街灯は1本もありませんし、マツダさんの所、マツダの工場の近くは明るいですが、そこから中浦に行く道すじも、全くありませんし、産業道路もありません。

そこでちょっと不思議なのは、2万5,000台ということですが、もちろん義務ではないから、やりたいところだけやるということでしょうが、市役所の前までは明るいんですよ。ところが鳥越を越えて桑山中学校まで行くと、もう、それから先は大変暗いんです、大変暗いんです。やはり、公共施設周辺は特に暗いです。向島運動公園も、運動公園の中にはなぜかナトリウム灯が20本ぐらいついておりましたが、小田に行く道路は真っ暗です。だれもおりもせん所に電気がついて、道路にはついてないというような状態です。やはり、向島小学校から小田に通う子どももおるでしょう。冬には暗いです。佐波小学校から、佐波中学校から、松崎小学校から自宅に帰る、これも暗いです。やはり、安心・安全という観点から、学校のグラウンドの中にポールを立てて、外に向けてライトを照らせば、街路灯あるいは防犯灯になるわけですから、ぜひ——特に公共施設の周りは暗いということ、これを自治会の防犯灯で頼むということは、ちょっと残酷ではないかというふうな思いがしております。

それと、もう一つ、これ、今のは意見で結構ですが、時間もありませんので。これ、次は質問しますが、広告灯というのがあります。要するに、企業の広告料でもって、電気代を出して、やるわけですが、これがついてない所が今、いっぱいあります。松崎小学校から新橋牟礼線までの交差点、あるいは旧2号国道の佐波から仁井令のほうに向けても何本もあります。人が見たら、知らない人が見たら、電球の球、切れとるのに、市は一つも、球も替えんのかと、こういうような考え方を持ってしまうんですよ。広告灯ということがわからんから。いかにも情けない話。国体でいろんな県から人がお見えになっても、電球の球切れちゃっても、替えちゃないんかね、防府市はと、こういうような感じになろうかと思えます。

広告灯がついておる所は、もともと街路灯が欲しい所、必要な所であったというふうには思います。広告料が入らんから電気を消すよというのは何の知恵もないことだというふうには思います。ぜひ、この広告灯については電源を入れていただきたいということについて、ぜひ、回答をいただきたい。

それから、観光地についても十分考えるということでしたが、天満宮の参集殿から競輪場、あるいは天満宮の催事の時に駐車場になります松崎小学校から、松崎小学校や佐波小学校から天満宮まで、ホテル祭り、あるいは精霊流しが行われる本橋から旧防石鉄道敷きの道路。これは小野まで真っ暗です。高校生も佐波中学校の前を通過して、人丸のほうを通過して、小野のほうにも帰るんでしょうが、まあ、よう、事故ものうて、事件ものうて、済んじょるなという思いがしております。そういうふうには、少なくとも子どもや生徒が夜、通るような暗い所は、街路灯を設置すべきであるというふうには思います。これについては検討いただくということで質問しませんが、広告灯については回答をお願いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 防犯灯、街路灯、広告灯、さまざまな物があるわけでございます。議員とは10年ほど前に、この点について、いろいろ議論したことが懐かしく思い出されるところでございます。

そこで、御質問の広告灯につきましては、早急に広告主へ善処方をお願いすると同時に、強く要請をいたしたいと思っておりますし、同時に、なかなか設置が難しい、予算的な面で難しいところであれば、広告灯の新設ということもあわせて検討していく中で、例えば、スポーツセンターの周辺、あるいは向島運動公園の周辺、かつて、そのような議論が先輩議員からもいろいろあったことが思い出されるわけでございますが、拳々服膺しながら、対応に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 答弁をいただきましたが、広告灯については電気料、払わんから、広告の看板がもうのけてあるんですよ。ですから、だれに頼みに行くかわからん。ですから、もし、その広告灯に電気を入れようとする、広告主のお金で電気を入れようすると、広告主を新たに開発する必要があるんですよ。それはもう国体には間に合わんと思います。ぜひ、国体の前に、防府市が電気料を持つということでやっていただきたいということを提案して、この項の質問を終わり、次の項目に移らせていただきます。

単位自治会が整備する集会所、自治会館の整備に対する地区公用施設と助成金制度の充実についてでございます。

高齢化社会が進展する中、向こう三軒両隣の精神に基づく共助、地域コミュニティの充実、自主防災組織の形成などなど、基礎的コミュニティ組織であります自治会の役割はますます重要になってきております。話し合いの場、お年寄り対象のふれあいサロンや生きがい対策の催しなどなど、自治会の活動の場として、身近にある自治会館はその必要性を増してきております。一昔前には自治会長宅や自治会内のお寺等を借りたりして、しのいでおりましたが、今日では時代が変わり、そうもいかないのが実情でございます。

防府市では、自治会の地区集会施設の整備に当たっては地区公用施設助成金制度を設けておられます。制度は、新築、改築は補助率4分の1、補助限度額250万円。補修は補助率4分の1、補助限度額は70万円、用地取得費、造成費、修景費等は補助対象外でございます。参考までに、隣の山口市は補助率10分の4、補助限度額500万円となっているようでございます。新築すれば、最低、建築面積40坪、建築費は1,000万円から1,500万円程度は必要と思います。用地取得も必要なら、幾ら地価が下がったといっても、市街地であれば、最低100坪、500万円程度の金は必要だというふうに考えます。

これらを自治会員に求めれば、各戸の負担は相当高額になり、また、お年寄りの世帯等では負担も不可能になったりで、建設賛成派あるいは反対派と、自治会が2分されて、せっかく長年かけて構築された地域コミュニティにひびが入った例も、私の連合会の中でもあるようでございます。また、現行の市補助制度はここ20年ぐらい据え置かれたままでございます。

そこで質問ですが、用地取得費も助成対象にする。あるいは補助率、補助限度額をせめて山口市並みにできないか。整備費全額を積立金で調達するのではなく、市が一定額を融資して、その後の利用者で返済するシステムを構築することはできないか、お伺いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、現在本市には256の自治会がございまして、防犯、防災、環境問題等につきまして、地域のコミュニティ活動の中心的な役割を果たしていただいております。

市では自治会の活動拠点でございます自治会館の整備につきまして、御案内のとおり、助成制度を設けているところでございます。

現在、自治会館は約150カ所ございまして、過去15年間において、22件の新設、66件の改修の申請がございました。

直近5年間の補助金交付状況につきましては、新設6件、改修10件の申請がございまして、新設に係る経費につきましては735万円から2,600万円と、規模はさまざまでございます。また、改修に係る経費につきましても、32万円から390万円となっております。

この間、平成18年度に制度の見直しを検討いたしまして、平成19年度以降、既存の住宅の取得、中古住宅の取得ですが、の場合も補助の対象といたしまして、新設同様の取り扱いとなっております。この中古住宅取得による申請は1件で、取得経費は178万円でございます。

また、新設に係る費用の平均額は約1,300万円で、改修の場合は約130万円となっております。各自治会には、かかる経費の4分の1を補助してございまして、この5年間にございましては、新設6件のうち4件は補助金交付額の上限でございまして250万円を、改修10件のうち1件は、その上限であります70万円を交付している状況にございまして。

今年度におきましては既に4件の申請が出てございまして、いずれも改修に伴うものでございまして、この4件の改修費用の平均額は147万円となっております。

御提案の長期無利子貸付制度も含めた創設についてでございますが、他市の状況を調べてみましたところ、県内では宇部市で、融資のあっせんと利子補給金の交付を受けるか、あるいは補助金の交付を受けるかのどちらかを選択する制度がございました。現在のところ、金融機関から融資を受けた場合の金利が低いために、利子部分を市が補給する利子補給金の交付を受ける制度を利用しておられる自治会はなくて、すべてが市からの補助金の交付を受けておられるということでございます。

全国では、調べた範囲ではございますが、横浜市、相模原市などで、2%程度の低金利で融資をする制度が設けられておりますが、いずれも、実際の融資は提携している金融機関から受けることとなるものでございまして、市からの直接の融資ではございません。

さて、自治会館への助成制度につきましては、自治会館の建設費、改修費等に係る価格変動、社会情勢等の変動もございましたが、平成3年以降、平成19年度からの先ほど申し上げた既存の住宅の取得の場合の補助を対象とする見直し以外は、これまで補助率、補助限度額について20年間据え置いたままとなっております。

今後、必要に応じて、先ほど申し上げた利子補給制度も含め、補助率、補助金の増額と総合的に制度の見直しを検討したいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 答弁いただきましたが、まず融資制度、全国的にはということ

で、関東地方の事例を紹介していただきましたが、実は福岡市でも実際にはやっております。ぜひ、研究をしていただきたい。賛成、反対で自治会が割れる、これほど情けないことはないわけでございまして、市は地域コミュニティ制度を充実するというので、地区説明会までしておられますが、単位自治会の中が割れたのでは何もならないと思います。ぜひ、補助金の額のアップも、山口市は500万円までは出してるわけですし、先ほどの市長さんの御説明では、例えば2,600万円かかっても250万円しか補助金はないという、大変、2,100万円も、じゃあ自己資金を調達するのとか。小さい自治会では30年かかっても僕は無理だろうと思います。ぜひ、そういう制度を真剣に検討していただくということでございますので、実現するよう期待をしておきます。

そこで、次の質問に移らせていただきますが、今年度、山頭火ふるさと館基本計画の策定が予定されておりますが、基本計画は、建設場所が決まっている、あるいは一次資料はそれなりに集まっている。その上で、学芸員が山頭火の人となり、ふるさと館の目指す方向等をアドバイスするもとの策定されなければ、何の特色もない、金太郎あめの箱物になってしまう危険性がございます。

絵画等の作品鑑賞が目的の施設であれば、作品があれば、場所やゆかりの物品の有無は、関係はありません。しかし、山頭火や金子みすゞや中也など、詩や俳句の作家を検証する施設の場合、作品を生んだ人物を取り巻く環境や、その人柄に触れることのできるゆかりの品等が必要でございます。その意味で、山頭火のにおい、香り、感性に接することのできる、例えば、はがきであるとか、日記であるとか、といったような一次資料が欲しいものでございます。

そこで、まず建設地でございますが、市のもくろみは焼失した兄部家住宅の左隣の間口約10メートル、奥行き約80メートルの、ウナギではなくドジョウの寝床状の土地、約795平米と隣接の土地の一部を想定しているようでございますが、いわゆる市の所有地ではございません。ドジョウの寝床状の土地所有者は2名の方の持ち分所有で、他県に別々にお住まいです。他人の土地を想定して計画を策定することは所有者に対して大変御無礼であり、またいろいろ思惑が入ったりして、ややもすると買取交渉が複雑になることもあります。そして、何より、山頭火にとって縁もゆかりもない場所でございます。

ところで、八王子地区の旧県立中央病院職員宿舎跡を県が売り出しをしております。何より、旧種田家屋敷の一角で、県有地でもあり、取得も容易で、価格も相談に応じてもらえるんじゃないかというふうに考えますが、なぜ、ここを考えないのか、理由をお伺いをいたします。

次に、一時資料の所有についてでございますが、展示品がすべてイミテーションやレプ

リカなら、図録を買ってみれば済む話です。中原中也記念館には御遺族からの寄贈、市の購入等、約220点の一次資料を所有しております。金子みすゞ記念館では展示品の一時資料は5点のみのございますが、記念館や周辺の町並みそのものが一時資料と言っても過言ではないと思います。市も幾らかは購入すべきであり、また山頭火ふるさと会等からの寄贈や寄託を当てにしているならば、寄贈・寄託の覚書を交わしておくべきだというふうに思います。

さらに、学芸員については、価値ある一次資料の取得に力量を発揮できる、あるいは山頭火の人となりを最大限にアピールした建物の運営方針を基本計画へ反映できるなど、早期に雇用する必要があると考えております。何が何でも箱物、中身は関係ないでは「仏つくて魂入れず」というふうになるような気がしてなりません。以上の3点が解決してから基本計画に着手すべきであるというふうに考えますが、見解をお伺いします。

さて、次に、10月に入ると国体が開催され、防府市にも多くの代表者が予想されております。観光客が天満宮に行かれ、所蔵の宝物を見ようと思っても、山口においでんと見れませんかと返答しなければならないのは情けないものであります。500万円もの負担金を払った上、観光客を山口にとられる観光政策とは何なのかと思うのは私だけでございましょうか。愚痴を言っても仕方ありませんが、せめて、先日の議会山頭火ふるさと館建設協議会でも提案しましたが、国体に合わせ、山頭火展を開催してはどうかと考えますが、あわせてお伺いをします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたします。

種田山頭火は防府の生んだ偉大な俳人であり、昭和の松尾芭蕉とも称されるやもしれない自由律俳句の巨人として、その評価は年々高まっているところでございます。

私はこれまで、山頭火の生まれた防府市から全国に発信できるもの、山頭火ふるさと館をつくってほしいという全国の山頭火の愛好家の方々や市民の皆様から多くの御要望をいただいております。

そこで、私は、平成18年の市長選挙において、観光振興の一助にもしたいという思いで、まちの駅の整備と山頭火ふるさと館の整備を公約に掲げて、市民の皆様の御支持をいただいたものでございます。

まちの駅「うめてらす」は紆余曲折を経て建設いたしまして、議員の皆様方も御承知のとおり、現在では全国から多くの方々にお越しいただける施設として、成果が上がっていると考えております。

引き続きの懸案事項でございます山頭火ふるさと館につきましては、平成19年、平成20年に、山頭火ふるさと会の皆様と建設場所や運営方法等について協議を行ってまいりました。そして、平成21年には山頭火ふるさと会をはじめ、関係団体からの推薦や公募委員などからなる（仮称）山頭火ふるさと館設置検討協議会なるものを設置いたしまして、6回にわたって、基本理念や基本的な機能についての御協議をいただき、昨年1月に（仮称）山頭火ふるさと館基本構想報告書を取りまとめいただいたところでございます。

この報告書の趣旨を尊重し、山頭火ふるさと館の建設を進めるべく、私は、昨年5月の市長選挙におきまして、再度、山頭火ふるさと館の建設を公約に掲げ、平成18年との2度にわたる市民の皆様のお負託も受けてきたところでございます。

さらに昨年、市内において、建設場所や建物の規模等について検討を行ってまいりましたが、これまでの多くの方々の御意見や御要望、市長選挙における御支持や種々の協議を経て、ようやく本年度におきまして、基本計画策定業務委託料の予算の議決をいただいたことは、皆様も御承知のとおりでございます。

これを受けまして、本年5月には、市議会全員協議会におきまして、これまで協議・検討した内容について説明もさせていただきました。また、8月には、市議会に設置されました山頭火ふるさと館検討協議会におきましても御協議をいただいたところでございまして、その御協議の内容につきましては、私も十分に承知しておるところでございます。

それでは、まず、建設場所についてでございますが、山頭火ふるさと館には山頭火を顕彰・保存するという目的のほか、市内外からの多くの方に訪れていただき、防府市を全国にPRするという側面も望まれておりますことから、これまでも御説明してまいりましたが、防府天満宮や周防国分寺、まちの駅「うめてらす」等、本市の誇る史跡や観光施設などとの相乗効果が得られる場所ということで、防府天満宮周辺の「山頭火の小径」に近い場所に設置したいと考えておりまして、先ほど申し上げた市議会の第1回山頭火ふるさと館検討協議会におきまして、宮市本陣兄部家に隣接する土地と、さらに、その東側の土地の一部を有力な建設候補地として提案させていただいたところでございます。

山頭火ふるさと館には山頭火ファンだけではなく、山頭火を知らない方にも、ぜひ、お立ち寄りいただきたいと考えておりまして、そのためには多くの方が訪れる防府天満宮との相乗効果が得られる場所として、この場所を有力な候補地として考えております。また、まちの駅「うめてらす」を拠点とした観光施設等と連携を図ることによりまして、滞留時間の増加が見込まれることから、より高い経済効果も期待できるものと考えております。

この有力候補地周辺では、防府市歴史美遊感計画に基づき、歴史あるまち並みや景観に配慮した事業として、道路修景舗装や電線類の地下埋設等の整備も進めているところでござ

ざいまして、山頭火ふるさと館の整備につきましては、周辺整備にあわせて進めてまいりたいと考えております。

また、建設候補地として提案した場所におきましては、全員協議会でも御説明いたしましたが、建物の規模や施設機能につきましても、十分に確保することができると考えております。

この土地の所有者や関係者の方には用地費等の具体的な提案はいたしておりませんが、この場所への建設が決定した場合には、御協力いただけるかどうかの打診はいたしているところございまして、議員述べられたように、勝手に他人様の土地に云々というような御無礼なことはいたしておりませんこと、申し添えます。

建設用地につきましては、なるべく早く先行取得できるよう準備を進めてまいりたいと考えておりますので、どうか、御理解いただくようお願いいたします。

次に、一次資料の収集についてでございますが、山頭火ふるさと館において、一次資料の収集は当然必要であると考えておりまして、できる限り収集に努めてまいりますが、必ずしも一次資料を収集することにこだわる必要もないと考えております。

山頭火ふるさと館は展示された資料を見ていただくだけではなく、山頭火を顕彰し発信する機能、貴重な資料を保存し継承する機能、山頭火に親しみ伝える機能、そして、連携し波及する機能など、いろいろな角度からの企画で運営し、山頭火が心のままに詠んだ句から感じられる心や、季語や定型にとらわれない自由律俳句としての文学性など、また、ふるさとをしのんで詠んだ句を通して、山頭火のふるさとへの思いなどを、多くの人々に伝えていくことが大切であると考えております。

山頭火の資料の収集につきましては、現在、山頭火のゆかりの品の寄贈や寄託について、ホームページへの掲載や報道への資料提供など、さまざまな方法により、お願いをしているところでございます。

これまで山頭火に関係する書籍等の寄贈は幾つかちょうだいいたしておりますが、残念ながら、山頭火が書いた掛け軸や短冊などのいわゆる一次資料につきましては、今のところ申し出をいただいております。山頭火の作品や所持品などの多くは全国に分散し、愛好家などがそれぞれ所有しておられるのが現状でございます。その真贋についても、いろいろな意見があるなど、これからの資料を早期に収集することは大変難しい状況でございます。今後、資料の所在を調査しながら、収集を行ってまいりたいと考えております。

また、一次資料だけではなく、複製品や関連写真などの二次資料や自由律俳句誌「層雲」など、関係書籍や句集などにつきましても、幅広く収集してまいりたいと考えておりまして、今後も引き続き山頭火ふるさと会をはじめ、関係者の皆様にも御協力をお願いし

ながら、その収集に努めてまいります。

なお、資料の収集、購入につきましては、その真贋について判断する必要がありますので、鑑定の方法なども含め、関係者の皆様の御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、学芸員の確保についてでございますが、現時点では管理運営体制や学芸員の雇用時の身分など、検討すべきことが多々ございますが、山頭火の資料の収集や展示計画等を策定していく上で、専門性を有する学芸員の確保は極めて大切なことであると考えておりますので、できるだけ早期に雇用いたしまして、その学芸員を中心に、一次資料の収集や基本設計・展示設計などを進めることが理想的なことだと考えております。

基本設計の策定につきましては、先ほど来からる申上げてきたとおり、随分と時間をかけておりますが、議会からの御要望もあり、また、コンセンサスをしっかり得る必要もあるために発注がおくれておりますが、できるだけ早期に、策定作業に取りかかりたいと考えております。市議会の皆様とも協議を進めて今日まで来ておるところでございますので、次年度繰越も視野に入れながら、きちんとしたものを策定したいと考えております。

今後も引き続き、関係者の皆様や市議会の皆様と「山頭火ふるさと館」の整備に向けて協議させていただきたいと考えておりますので、議員の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

次に、国体開催期間中の山頭火展の開催についてでございますが、市議会の第1回山頭火ふるさと館検討協議会において御提案をいただきましたので、この御意見を尊重し、早速取りかかりまして、おいでませ！山口国体及び山口大会の開催期間の10月1日から24日まで、地域交流センター、アスプラートでございます、その1階市民スペースで種田山頭火展の開催に向けて、関係機関や関係団体に御協力をいただき、準備を進めているところでございます。

今回の「種田山頭火展」では、山頭火に関連するパネル展示や、新たにパソコンを使った山頭火の句の検索コーナーも設け、検索した山頭火の句をポストカードなどに印刷して、記念に持ち帰ることができるコーナーも計画いたしております。

おいでませ！山口国体及び山口大会に、全国から多くの方がお越しになりますので、ぜひ、「種田山頭火展」にも足を運んでいただきまして、種田山頭火の俳句の世界を感じていただくとともに、山頭火ふるさと館の建設に向け、山頭火が生まれた防府市から「山頭火のふるさとは防府である」ということを全国に発信してまいりたいと考えております。

なお、議員の御発言の中に、何が何でも箱物、あるいは金太郎あめの箱物と、このような厳しい御指摘がございましたが、私は今日まで、そのような箱物は一つこしらえてき

た覚えはございませんし、今後もしっかりとしたふるさと館をつくってまいりたいと思っておりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 時間がなくなりましたが、私はふるさと館の整備を否定しているものではございません。条件整備をやって、全国に誇れる物をつくれと。そのためには時間を惜しむべきではないということを行っているものでございます。

そこで、一つだけ言うておきますが、一次資料にはこだわらないという発言もありましたが、実はアスピラートが開館した当時の新聞記事、これでございますが、そこにはリードで、「山頭火の部屋できたけれど、人柄しのお遺品ゼロ、地元ファン愕然」の大見出し。山頭火ふるさと会の当時の会長の富永鳩山さんのコメントは、「私たちが考えたのは山頭火を知らない人たちに山頭火の人柄、作品のおもしろさを伝えることだった。こんな内容ではつくっても意味がない」と記事の中に書いてあります。今の環境で、即基本計画を策定しても、過ちを繰り返すということになるのではないかと危惧しております。

先ほどの答弁で市長は「繰越も視野に入れて」ということでございます。了としますが、ぜひ、ゆっくり検討していただくよう、じっくり検討していただくようお願いをしておきます。

そして、山頭火展につきましては成功することを祈念しておきます。

通告は一応もう1個ありますので、もう1個のうち富海地区のことだけについて質問をいたします。

下水道の整備でございますが、昨日も、山下議員も質問をされましたが、周辺地域の公共下水道の整備方針につきましては、昨年6月、9月議会で、私も終末処理場から途中に公共下水道供用対象外である市街化調整区域を通らなければならないような富海地区については費用対効果、収益性の観点から、公共下水道整備方針を見直すべきではないかという質問をしました。

そこで、まず富海地区につきましては既に投資額もかなり、地元も待っているのに、このまま事業を続けるという答弁であったように覚えております。しかし、地元の様子は少し違うようです。既に合併処理浄化槽を設置しており、今さら、負担金、下水道使用料は耐えられないという声も多くありますし、私の所にも手紙も来ました。

そこで、今現在、幹線管渠はどこまで敷設済みか。そして、市が施工すべき富海地区市街化区域全域への管渠敷設事業費の残事業費はどの程度になるのか。また最初に富海地区への供用開始が始まるまでに、あと何年を要し、富海全域への――これは市街化区域ですけれども、供給開始までに何年を要すると考えているか。

そして最後に、現在、富海地区市街化区域内人口は何人で、何戸あるかお伺いをします。

○議長（行重 延昭君） 上下水道局次長。簡潔にお願いいたします。

○上下水道局次長（岡本 幸生君） お答えをいたします。

富海地区への延伸についてでございますが、富海地区へ向けての整備の進捗は平成23年度に予定しております公共下水道の幹線の整備が完了いたしますと、主要地方道防府環状線、旧国道2号線でございますが、江泊の堀越踏切から東へ進んだ末田地区への降り口付近まで整備が進む予定でございます。

その後の整備につきましては、幹線が平成22年度に事業認可を受けた富海地区、国道2号線から南側の市街化区域に到達するまでに2年ないし3年かかる見込みでございます。年度といたしましては25年度か、26年度となる見込みでございます。

また、面的整備につきましては、幹線が認可区域に到達する時期に合わせて、認可区域内を着手するとともに、国道2号線から北側の市街化区域についても認可を受ける計画といたしております。

供用開始の時期につきましては、平成27年度から順次行っていく予定としておりまして、富海地区の市街化区域全体での供用開始、これは平成30年度までに完了できるように整備を進めてまいります。

この事業費でございますが、24年度以降の事業費につきましては、概算で、幹線の整備に2億円程度、地区内の面的整備に18億円程度必要ではないかと見込んでおります。

また、富海地区の人口と戸数でございますが、公共下水道では、その基礎となる数値として、人口と世帯数でつかんでおりますので、この数値でお答えをさせていただきますが、おおむね人口は1,600人、世帯数は750世帯と推計をいたしております。

以上、お答えをいたしました。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） すみません、時間がなくなりました。約20億円、今からかかると。受益者は1,600人の750世帯。今、計算機を持っておりませんが、1戸当たり少々じゃない単価になりますね。僕は、これはね、無駄と思いますよ。民主党政権もコンクリートから人へというふうに言っております。僕は、今まで先行投資した分、返さんにはいけないとかというようなことも言っておりますが、ぜひ、見直していくべきだ、あるいは北側については、まだ事業認可をしてないんなら、事業認可をすべきでないというふうに思います。ゆっくり、また、産業建設委員会でも検討していただきたいなというふうに思いますが。

それともう1点、申しわけないです。昨日の山下議員でも、連合自治会長と関係自治会

長には説明したと。地区住民には回覧を回したと。これは無責任ですよ。これは無責任です。その人たちが今から受益者負担金を払い、そして公共下水道料を払うという形になっていく中で、いつごろ、どうなって、どねなってということぐらいはちゃんと説明をし、そこで文句が出たら、文句もちゃんと聞き、真摯に対応すべきであるということを申し添えて、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で2番、土井議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午後0時 6分 休憩

午後0時59分 開議

○副議長（松村 学君） それでは休憩を閉じて、会議を再開します。

議長が所用のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は5番、中林議員。

〔5番 中林 堅造君 登壇〕

○5番（中林 堅造君） 私は平成会の中林堅造でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

今回、教育行政1点について、2点お伺いをしたいと思います。

まず、1点目、新しい学習指導要領についてでございます。

先月8月25日、防府市制75周年の記念式典が無事終了いたしました。25年後、今、小学校、中学校に通っている児童・生徒たちはちょうど30歳代、その世代を占めているはずでございます。彼らもいろんな道をそれぞれ歩むと思いますが、その彼らにしっかりとバトンを渡せるように、今、我々には広い意味での教育という責任があると思います。彼らは安心・安全な学校で、知育、体育を中心に学び、地域で見守っていただき、家庭では正しく生きる力、すなわち徳育を積む。その徳育の足りないところは学校で補う。文部科学省は新しい学習指導要領について、次のように言っております。

子どもたちの現状を踏まえて、「生きる力をはぐくむ」という理念のもと、知識や技能とともに、思考力・判断力・表現力などの育成を重視する。これからの社会において、必要となる生きる力を身につけてほしいとの思いで、新しい学習指導要領を定めた。とあります。

私は生きる力を持つということはお互いが支え合う優しい心、そして、身も心も変化に耐え得る人になるのかなと、そういうふうに思いましたし、また、そのように生きていく

心をしっかりと身につけてほしいと受けとめました。あの未曾有の東日本大震災直後の東京の人たちの行動。彼らの行動は本当に世界中で絶賛されました。私たちが感動したのはあのとき見せてくれた行動でした。その行動を見せてくれた人たちが、実は全国から集まっており、ほとんどが見ず知らずの人たちであったこと。何が言いたいのかと申しますと、それぞれのふるさとで、それぞれが違った土地で、違った教育を受けてきたということです。違った教育というのはそれぞれの徳育、それぞれの体育、それぞれの知育、そういうことですが、自分たちが今したいことを実際に行動に移したらどうなるのか。自分自身を押し殺し、みんなと協調するという、そういうことを平然とやってのけてくれました。日本の徳育は間違っていなかったことが証明されたわけです。これまで教育に携わってこられた本当に多くの先生方に感謝をしなければならない。学校教育という一つの筋道の通った教育のすばらしさだろうと思います。

そういった努力の中で、一方、家庭教育について、どうでしょうか。一部、家庭教育の崩壊も叫ばれて久しいわけでございます。教育の衰退について、「教育振興」という本に次のようなことが書かれていました。

教育の衰退は家庭教育の衰退である。すべての基本は家庭の中で自分がどのような位置にあるのかを確認することにある。親であり、子であり、孫であるという自分自身の場所を知り、家族それぞれとの正しい関係を知ること。また、よい書物を読む。とりわけ古典は正しく生きる道筋を教えてください。そして、その道筋を踏んで生きる。親を喜ばせる。子どもを喜ばせる。それがどういうことかを見据え、実践することである。

そして、この本の中には、「善く生きる力」、「善く生きる力」、その「よく」とは善良の善であるわけですが、その「善く生きる力」という活字も載っております。この教育振興という本、現在の家庭教育をどのように立て直していけばいいのか。その道筋をきちんと示してくれている大変参考になる内容だと思います。どうぞ、一度手にとってみてほしいものだと思っております。

さて、新しい学習指導要領、小学校ではことしの4月から始まっております。中学校も来年の4月からスタートでございます。先生方には準備期間もあって苦勞されたろうと思います。あいまいな書き方で、どうにでも解釈できる教育基本法も平成18年に改正され、幅広く教育について取り組んできておられるところでございます。

そこで、杉山教育長にお伺いしたいと思います。保護者にとって、新しい学習指導要領なるものがどういうものか、わからないというか、余り関心もないのではないかと思われております。新しい学習指導要領の「生きる力を育む」という基本理念を防府市の学校教

育に反映させるために、教育委員会として、どのような取り組みをなさっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

また、教育長就任1年に当たっての、思い、感想をお聞かせくださればと思っております。

次に、学力向上について、質問いたします。

率直な思いなのですが、教育概要にある基本方針の中に、「確かな学力を目指す」とありますが、その目指す理由は防府市だけの問題でなく、全国的に学力の低下、すなわち2007年に復活された全国学力テストの平均点が単に低かったものが原因なのか、ゆとり教育によって、学習内容が少ないことで学力が低下していることなのか、どちらでもありそうに思えるわけでございます。防府市では確かな学力を児童・生徒に備えさせるとしております。本年度、学校教育課内に新たに設置された学力向上推進室の具体的な取り組みについて、お聞かせください。

また、確かな学力向上に向けて行っている具体的な取り組みがあれば、教えていただきたい。そして、教育委員会として、学力向上に向けての教育の姿勢づくりへの働きかけについてもお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 5番、中林議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 教育行政についての御質問にお答えいたします。

まず、新学習指導要領の「生きる力をはぐくむ」という基本理念を防府市の学校教育に反映させるために、防府市教育委員会として、どのように取り組みをしているかということについての御質問にお答えいたします。

新学習指導要領の基本理念でございます「生きる力」とは、御案内のとおり「知・徳・体」のバランスのとれた力のことでございます。防府市教育委員会ではこの「生きる力をはぐくむ」ということを防府市学校教育の基本姿勢と掲げまして、「豊かな人間性と確かな学力、健康・体力を育む学校教育」を推進しているところでございます。その取り組みについて御説明いたします。

まず最初に、豊かな人間性をはぐくむ教育についてですが、心の教育の充実、キャリア教育の推進、生徒指導の充実等に取り組んでおります。具体的には平成21年度に作成いたしました「地域素材を生かした道徳教育の資料集」の積極的な活用、キャリア教育全体計画の作成・見直し、また、元気なあいさつをし、時間を守り、進んで掃除に取り組むことができる児童・生徒の育成を図ることなどを各学校に促しております。

次に、確かな学力を育む教育については学習指導の充実、特別支援教育の充実、社会の変化に対応した教育の推進等に取り組んでおります。

子どもたちの学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の学ぶ力を高めるために、授業力の向上を図ったり、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の能力や個性を伸長するために、組織的、計画的な支援を行ったり、情報教育の充実のためにICT機器を活用した授業を推進したりしております。

また、健康・体力を育む教育については、健康教育、安全教育の充実等に取り組んでおります。体育授業改善のポイントを示したり、子どもたちの危機回避能力の向上のために、少年安全サポーター、スクールガードリーダーを学校の避難訓練に派遣したりしております。

防府市教育委員会といたしましては、このような取り組みを通して、「防府市のめざす子どもの姿」といたしまして、3点お示ししております。

1つは、「夢をもち、たゆまぬ努力を続ける子ども」、次に、「たくましさとしなやかさを備えた子ども」、そして、「ふるさとに誇りと愛着をもつ子ども」、このような姿に近づけるよう、各学校を支援してまいりたいと考えております。

次に、教育長就任1年に当たっての私の思い、感想を述べさせていただきます。

私は昨年10月に教育長に就任し、防府市が「学問のまち 防府」といたしまして、市民の皆様へ自信と誇りを持っていただけるような教育行政を推進し、「教育のまち日本一」を目指して取り組んでまいりました。特に今年度になってからは「学問のまち 防府創生事業」を推進するために、「学校の教育力の向上」、「家庭・地域との連携強化」、この2つを重点目標として、掲げて取り組んでおります。

まず、「学校の教育力の向上」につきましては、今年度新たに、学校教育課の中に「学力向上推進室」を設置し、子どもたちにとって、楽しくて、わかりやすい授業が展開されるよう、市内の教職員に対しまして、的確に指導・助言を行ってきております。また、「防府市立小・中学校の10の水準」を設定いたしまして、防府市内すべての小・中学校で、この10の水準を保障することによりまして、教職員の異動がありましても、市内どここの学校でも、防府市が目指す水準の教育が維持できるように取り組んでいるところでございます。

次に、「家庭・地域との連携強化」については、現在、市内の小・中学校で、授業における学習支援、職場体験の受け入れ、登下校の見守り、また、放課後子ども教室の取り組み等におきまして、家庭・地域の方々の御協力や御支援をいただき、さまざまな教育活動の充実が図られているところでございます。

さらに、平成24年度中には、市内全小・中学校をコミュニティスクールに指定いたしまして、より一層の「家庭・地域との連携強化」を図ってまいります。

私は防府市の学校教育について、このように、着実に歩みを進めてきてはいると思いますが、一方で、まだまだ教育を取り巻く課題は山積しておりまして、「教育のまち日本一」への道のりは決して平たんではないと思っております。

しかしながら、次世代を担う本市の子どもたちが夢や志を持ち、たゆまぬ努力を続けるとともに、たくましさとしなやかさを備え、ふるさとに誇りと愛着を持ち続け、そして日本の未来を築いていく立派な大人に成長してくれると信じ、今後も教育長といたしまして、全身全霊、子どもたちのために尽力する、そういう所存でございます。

次に、学力向上についての御質問にお答えします。

本市教育委員会では、先ほど御説明いたしました学力向上推進室において、学力向上の取り組みを進めております。この学力向上推進室では教師の授業力の向上、学力、学習状況調査の分析、教職員研修の充実や授業改善に役立つ資料の収集や公開、さらには模範授業の実施等の取り組みを行っております。この中で、特に教師の授業力向上に力を入れておりまして、市内全小・中学校の教員の授業を参観して、授業改善に向けたきめ細かな指導、助言を行っているところでございます。

また、市教育委員会が学校訪問や校内研修の場で、積極的に指導助言を行いまして、校内研修の活性化を図るとともに、管理職対象の会議や学力向上担当者研修会、そうした会議をはじめとする市内の教育委員会主催の研修会を通しまして、本市の学力の状況や授業改善の視点を示しまして、学力向上に努めているところでございます。

さらに、本年度は、第10次防府市教育研究プロジェクトとして、学力向上研究プロジェクトを立ち上げまして、特に理数教育の充実のために、本市独自で理科の教材開発や評価問題の開発を進めているところでございます。

続きまして、学力向上に向けた家庭での姿勢についてのお尋ねでございますが、私は学力向上については、家庭との連携が大変重要であると考えております。このため、市教育委員会が各学校のPTA総会等に出席いたしまして、本市の教育の方向性や学力向上に向けての取り組みを直接説明することによりまして、家庭の御理解をいただき、市教委と学校、家庭が一体となった教育が推進できるよう、努めているところでございます。

また、各学校では「家庭学習の手引き」を作成しておりまして、この手引きを活用した家庭学習の継続的な取り組みや、山口県が学力向上を図るためにホームページで公開しています「やまぐち学習支援プログラム」の各家庭での積極的な活用もお願いしております。

防府市教育委員会としましては、今後も引き続き、学校と家庭とが連携して、市内すべての児童・生徒一人ひとりの学力が確実に定着するよう、学力向上に向けての取り組みを進めてまいります。

教育長といたしまして、市内の児童・生徒一人ひとりを大切にした教育行政を推進し、子どもが登校したくなる学校、保護者が通わせたい学校、さらには市民から信頼される学校、そして、教職員自身が誇りと働きがいを感じる学校を市民の皆様とともにつくりたい、そういうふうと考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 5番、中林議員。

○5番（中林 堅造君） ありがとうございます。丁寧にお答えをいただきました。児童・生徒を持っておる保護者にとりましては大変勇気づけられ、また、安心できる防府の教育というふうに理解させていただきました。

ここ何年か、日本の経済状況、理由説明することなく、悪いことは承知なさっておることを前提として話を進めたいと思います。

突然の解雇などによって家計が圧迫され、日々の生活が苦しくなっていく。多くの家庭で、普段の生活はもとより子育てでも苦勞していらっしゃる方も大変多いわけでございます。

そこで、就学援助費の補助金制度について質問させていただきたいと思います。就学援助費交付申請書でもって支給されるのであろうと思いますが、どういうものなのかをちょっと教えていただけたらと思います。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 就学援助費は経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、前年の所得による基準、または別に定める認定要件により支給の可否を決定し、学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費などの援助を行うものでございます。

○副議長（松村 学君） 5番、中林議員。

○5番（中林 堅造君） 私も実は目が悪いわけなんですけど、教室内で天候の悪かったような日、黒板が光って見えにくかった、そういう記憶があるんですけど、先ほどお話がありましたけど、学用品、通学用品、郊外活動費、あるいは新入学の児童学用品、修学旅行等にそのお金が利用できるということでございますが、眼鏡についてはそのお金を使えるのかどうかを教えていただきたいと思います。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 先ほどの就学援助費につきましては、1人当たりの支給額が小学校と中学校により、また学年により異なりますが、1人当たりの平均年間支給額は約7万2,000円となっております。ただいま議員御質問の就学援助費による眼鏡の購入についてでございますが、修学のために必要とされる物品であれば、特に制約はいたしておりません。以上でございます。

○副議長（松村 学君） 5番、中林議員。

○5番（中林 堅造君） ありがとうございます。私は、やはり、眼鏡というものは勉強にとってなくてはならない、あるいは夕方暗くなった場合に下校時などについても、眼鏡がないと、どうしても、足元の不安といいますか、そういうものを経験しております。交通事故に遭う、そういったことも確率が高いんじゃないかなと思っております。眼鏡にそのお金が使えるということは、大変いいことだろうと思っております。

続きまして、もう一つ、お聞きしたいんですが、国語辞典についてお聞きをしたいと思っております。国語辞典は小学校何年生ぐらいから使われるのか。また、それをいつごろ、何学期から、それを使用し始めるのかということをお教えいただきたいと思っております。

○副議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 国語辞典の御質問ですが、小学校何年生からかということですが、この国語辞典を使うということに関しましては、小学校3年生で辞典の使い方ということが出てきます。それで、3年生に進級する前に、国語辞典を児童一人ひとりに用意させます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 5番、中林議員。

○5番（中林 堅造君） 私はこの国語辞典、学校で使い方をまず教えられるのだろうと思っております。小学校時代に辞書を引くという習慣を身につけること、これがやはり一番大切なことだと思っております。辞書を引くことが楽しい、苦にならない、その後、中学校に入って、英語の辞書を引くことも多くなるわけですし、その国語辞典、辞書を引くということになれておれば、その先、古語辞典、あるいは漢和辞典、いろいろ辞典が出てくるわけでございます。辞書を引くスピードが速いほど、成績に比例するというふうに言われておると思っております。小学校のときにこそ、ぜひ、習慣をつけさせてやりたいものだと、私自身はそう、自分のことを振り返ってみても、思っておるわけでございます。みずから進んで取り組む、そういう生徒をぜひ育ててほしいと思っております。

その辞書を使うときに、やはり、子どもですから忘れるということもあろうかと思っておりますが、そういった対応は、学校としては余分の辞書とかいう、そういうものは用意ができ

ておるものなのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 授業で国語辞典を積極的に使うということで、先ほど、私、小学校3年生から使い始めるということで、議員、先ほどちょっと、いつごろからかということ、私、答弁し忘れてましたので、3年生から使い方についてやりますが、1学期から使うようになります。

それで、先ほども少し申しましたが、いわゆる学力向上に向けて言語理解を深め、語彙を豊かにするためにも、平素から授業で国語辞典を積極的に使うということが大切であると考えております。現在、小学校でも、中学校でもそうなんです、いわゆる児童が調べるといふ、そうした習慣を身につけるために、国語の辞典を国語の授業、学習に限らず、いろんな教科の授業にも使うようにしております。

本来、あるいは、最近ほとんど子どもが自分の国語辞典を持っていますが、もし急に授業で使うとか、あるいは別の場所で使うといったときには学校の備えつけの辞書が、例えば、1クラス分とか、2クラス分とか、用意してあります。そうしたときに、用意してある国語辞書を使うようになります。あるいは学校によっては、あるいはクラスによっては、クラスの中にそうした学校所有の辞書を用意してるところもあるかと思っております。そういったときには、臨機応変に使えるようには、学校ではしております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 5番、中林議員。

○5番（中林 堅造君） ありがとうございます。たくさん辞書を用意していらっしゃるということで、これは余り家庭のほうに知れると、忘れる子どもが増えるような気がするんですが。

授業中に、その国語辞典というものは、合わせまして、どのぐらいの時間、今のお話ではいろんな時々において使われるということではあるんですが、子どもというものは国語辞典の使い方になれるといいますか、違いがあるだろうと思うんですよね。それで丁寧に教えていくべきことだろうと思いますし、その最初の国語辞典に向かうといいますか、嫌がらないような形で、その国語辞典を使うということになれていくということが大事だろうと思います。国語がしっかりできると、英語力については大変そのあたりの影響が出てくるというふうに言われておりますので、ぜひとも、そういった国語辞典を使うということが将来にわたって、いろんな意味でもって、その子どもたちを助けていくということになるかと思っております。

最後に、今回、教育行政で質問させていただきまして、8日から一般質問での教育委員

会のお答えを聞いておりました、私も今までPTAのお手伝いをさせていただいてきた中で、いろんな事柄について気づかせていただいたわけでございます。

小・中学校の連携、これは私が佐波小、佐波中におりましたも、3校連絡協議会なるものがありまして、会長や、あるいは校長先生、生徒指導の先生方と3校が集まって、いろいろと話をしたことを思い出しております。また、一人ひとりを大切にした教育ということで、小学校から中学校へ上がるについて、小学校の先生がそのまま中学校へ赴任ということで、佐波小学校についても4年間教えておられた先生が中学校の先生になって上がったと、赴任なさったということも、今、なるほどそうだったのかなということで、思い当たる点は多いわけでございます。

子どものしつけというものは大変大事なわけでございますが、私は平成3年に初めて、小学校の門をくぐった子どもと一緒にPTAに加わらせていただいたんですが、そのときに、人権教育の専門の先生、教頭先生だったわけですが、赴任してこられて、初めて人権教育の研修が行われました。私が今から話をするのは、そのことがどういうふうに受けとめられるのか、私自身にとっては大変目からうろこのような感じで受け取ったわけでございますが、そんなに長くないことでございますので、話をさせていただきたいと思っております。

我々の子ども時代のしつけとして、お米を粗末にすると目が見えなくなると、目が不自由になるというふうに親がしっかりとっておったように思いますし、私の親もそう言っておりました。私はそういうふうにしつけられてまいりました。今ではやはり考えられないことだろうと思います。しつけだからといって、言っていることと、そうでないことがあるんだよということを先生はおっしゃいました。なぜか、どこがどうだめなのかということなんですが、先生の教えはこういうことでした。

目が不自由で生まれてきた子どもさん、あるいは生まれてすぐに目が不自由になった子どもさん、そういった子どもさんについて、そういったしつけをしてくれば、どういったふうにその子どもさんたちに言えばいいのでしょうかねということでもございました。何の責任もない、何も悪くない、その子どもたちにとって、そういったしつけの言葉、あるいは親のほうにも、そういったしつけの言葉が耳に入ってきたら、どう申しわけができるのでしょうかと、そういった内容でもございました。

こういったしつけの仕方については、まだまだ多くの、多分、多くの家庭で、これと同じことをしつけていらっしゃる家庭は多いんだろう。そうじゃないかなと思っております。私たちはいろんな面で、学校で教えていただく機会が多いわけでございますが、防府市の将来を担う子どもたちのためにも、それぞれがもう一度、家庭の大切さ、そういったことを改めて振り返って考えてみななければならないと、私はそういうふうに思っております。

大変短い質問ではございましたが、これで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（松村 学君） 以上で、5番、中林議員の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 次は21番、安藤議員。

〔21番 安藤 二郎君 登壇〕

○21番（安藤 二郎君） 会派「絆」の安藤でございます。いよいよ最後になりましたので、1時間ほど我慢をしていただきたいと思います。

いよいよ最後といいますのは、私が実は議会で一番最年長になりました。最年長ですので、皆様どうぞ思いやりの気持ちで御返答いただきたいというふうによろしく願いをいたします。

質問は2つ、1つは消防団の定員の数についてということ、もう一つは新しいコミュニティ組織についてと、この2つについて質問をさせていただきます。

消防団の件に関しましては、とりあえず1問ずつ順を追って、一問一答でやっていきたいというふうに思います。

まず、最初です。年をとりますと、いろいろ忘れること多いんですが、最初、消防団の定員数について質問をいたします。

消防団の定員数につきましては、防府市消防団員の定員及び任免等に関する条例、この第2条に、「団員の定員は408人とする」と定められております。これは実に昭和37年に定められたままでございます。昭和37年といいますと、驚くことに、我が会派長の山田議員がお生まれになった年でございます。山田議員が生まれてこの方、この議会に足を運ぶ間50年、この間、防府市消防団の定員は変わっておりません。皆さん、どう思われますか。すばらしい活躍をされたのか。それともどうであったのか。

この間、実は人口を調べてみますと、昭和40年が9万4,000人、平成20年が11万7,000人、約2万3,000人増えてます。一方、消防を語るときには人口を語るのは余り適切ではないと。寝食をともにする場所の数、すなわち、世帯数が適当ではないかということで、世帯数を調べてみますと、昭和40年が2万4,000世帯。そして平成20年が4万6,600世帯。この間、2万2,600世帯増えてます。人口が2万3,000人、世帯数が2万2,600増えてます。実に人口と同じ数だけ増えてます。実に、驚くなかれ、その中で世帯数は倍増してるわけですね。家が倍になったということですね。こんな中で、一体、消防団員を一人も増やさないで、今日5年間来られたのは、どのような判断でもっておられたのか。その辺をお尋ねいたします。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 消防団員の定数増の判断についてお答えいたします。

本市の消防は消防本部と消防団とが密接に連携し、一体となって、その任務に当たっているところでございます。消防本部につきましては、昭和23年の自治体消防発足時に職員定数は20人でございましたが、これに対しまして、消防団の団員定数は昭和24年の条例制定時に10分団322人でございました。

昭和20年代から30年代前半までは、消防本部につきましては消防力の増強を図るため、消防団につきましては近隣各村との合併により増員し、50年前の昭和37年には消防本部は55人体制、消防団は13分団408人体制となりました。その後、消防本部につきましては、救急隊の充実、出張所の開設、予防行政の強化、通信専従員の配置等により71人増強し、旧徳地町、旧秋穂町の消防事務の受託及び廃止の変遷を経て、130人体制としたところでございますが、消防団につきましては、昭和37年の体制を維持し、現在に至っているところでございます。

この50年間での人口・世帯数の増加等による要因から、消防の任務が多様化し、消防本部で担うところのニーズが高まってきたため、消防本部の充実強化を計画的に図ってまいりましたので、消防本部・消防団を合わせた本市全体としての消防力は確保されていると考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） 今、ちょっと聞きそびれたんですけども、130人というのはいつのことですかね。

○副議長（松村 学君） 消防長、どうぞ。

○消防長（秋山 信隆君） 定員適正化計画の中で、130人体制というふうに決定しております。以上でございます。

○副議長（松村 学君） いや、いつですか。

○消防長（秋山 信隆君） 次年度でございます。次の年度でございます。新年度でございます。

○副議長（松村 学君） 安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） 平成24年ということですか。

○消防長（秋山 信隆君） そういうことです。

○21番（安藤 二郎君） そうすると、130人体制は、少なくとも100人くらいになったのはいつごろですか。

○副議長（松村 学君） 消防長、どうですか。

○消防長（秋山 信隆君） ちょっと……。

○副議長（松村 学君） 暫時休憩します。

午後1時41分 休憩

午後1時41分 開議

○副議長（松村 学君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 100人体制となったのは昭和57年でございます。昭和57年に条例定数103人でございます。以上でございます。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） そうしますと、昭和37年から20年たって、130人体制になってます。それから、今から考えますと30年たってますね。この間、130人と400人という体制できたと考えてよろしいですか。ああ、それでいいんでしょうね。それで、それに対しては、それを変えなかった、この20年の間に80人くらい増やしてるわけですね。昭和37年から昭和57年の間、20年の間に80人増やしてるわけですよ。その間、今度は57年からこっちは30人増やして、消防団は全然増やさないと、これはどういう計算になるんですかね。ちょっと示してください。

○副議長（松村 学君） 消防長——市長。

○市長（松浦 正人君） 消防長の答弁が、ちょっと聞いてとっても大分間尺に合わないので、私が申し上げます。と申しますのは、ようくお聞きいただいていたら、わかっていたかと思うんですけども、55人体制だったのが50年前の昭和37年で、その後、消防団は、消防本部は救急車の充実、出張所の開設、予防行政の強化、通信専従員の配置等々で71名を増加していき、さらに徳地町も守備範囲であり、秋穂町も守備範囲であったこともありまして、一時期は130人をはるかに超える体制でいたわけでありましたが、旧徳地町、旧秋穂町の消防事務の受託が廃止になって、現在では130と、こういうふうになっておると、変遷があるということを消防長は一応は申し上げてあるんですが、のどりがいかなかったので、あえて、申し上げます。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） 私も年をとってるから、のどりがいきにくいということがあります。それはよくわかっております。ただ、その変化の数を調べてください。変化のぐあいが全然違うと思う。まあ、それはいいでしょう。

次は、じゃあ、県内の消防団員の現在の、現数はどんなか、ちょっとお願いします。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 続きまして、本市と県内各市の消防団員定数の比較について、お答えいたします。

県内13市を比較しますと、本市の定数は下松市に次ぎ2番目に少ない状況であります。本市と下松市以外は市町村合併により旧町村の定数をそのまま引き継がれておられます。旧町村の多くは常備消防組織を持たないで、消防団が消防力を担っていたこともあり、定数も多くなっていたと考えられます。

また、県内、各市町の条例定数の総数がこの10年間で500人程度削減されている中で、本市におきましては現状を維持しており、定数に対する充足率につきましても、県内の平均を上回る98%を確保しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） 県下の定数につきましては、合併が主たる要因で定数が増えていったということで、どこまでも防府市は健全であるという話をしているんですが、この問題はいずれ、その後期の、後半の問題と関係してくる話ですけれども、地域コミュニティの関係する問題になってまいりますけれども、県下の状況を見ますと、13市のですね、とにかく平均を見ても、消防団員1人頭、大体平均すると50世帯です。1人頭見る世帯数が50世帯です。その中であって、防府は実に130世帯。消防団員一人当たり130世帯を面倒見なきゃいけないんだというふうになっております。周南市の場合で51.2、山口で55.8、下関で66.2世帯というふうな数になっております。

そして、今度は全国をちょっと見てみましょう。全国の29の都市、都市というか、消防本部の数を見ても。これはよく使う類団というやつですけども、人口119万から110万までの間、群馬県の渋川市から石川県の小松市まで――11万、年をとると数も間違える。（笑声）11万9,000人から11万人の間の類団の消防団員数が全部足しますと、2万8,700、そして、これを平均11万前後の平均世帯数を5万として、これを割りますと、幾らになるかということ、平均して987.8人、一本部につき987.8ですから、約1,000人というところが平均値です、大体の。平均値、これが適当かどうか、これは問題ですけれども。やっぱり、全国的に言っても、消防団員1人頭50世帯というところが適切どころではないかというふうな結果が出ております。

私が今、松原地区という自治会に住んでおります。約300世帯ですね。今の話でいきますと、約6人。なるほどな、6人ぐらいならいいかもしれないなと。非常にいい数字だ

なという感じがいたします。これで計算しますと、防府市は1,000人というふうなことになりますが、以後また研究をしてみてください。

それでは、次に、年間の訓練とか、講習、それをやっておられると思いますが、そのときのいわゆる実施状況と団員の出席状況について、お尋ねをいたします。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 次に、消防団の訓練の状況についてお答えいたします。

消防団では4月に機関員講習会、6月に新人団員研修、10月に消防ポンプ性能検査、11月は幹部講習会と訓練礼式大会を隔年で、1月は文化財防ぎょ訓練、3月には林野火災訓練、また年6回の月例点検を参加者の人数を定めて実施しております。

団員の訓練につきましては、団員個々の能力向上に加え、組織としての活動能力の向上を図る上で大切なものであると考えているところでございます。したがって、訓練の目的や規模に応じた団員の参加をお願いしているところでございますが、訓練に限らず、各種の研修につきましても、1人でも多くの団員が参加できるように、今後とも消防団と協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） 今、消防長は大変大事なことを言われたんですが、出席単位については消防団とよく協力してという話がありましたが、その前には何と言われたかという、訓練に出てくる出席団員の数を指定して、その訓練を実施している。しかも月例が6回あって、そのほか6回ある。ということは12回あります。このほとんど、ちょっと、訓練等に出てくる人数をどうして指定するのか。そして、何人くらい指定するのか、その辺をお願いします。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 例えば、月例点検の例をとりますと、自動車ポンプ、消防操法でいいます消防団の保有しているポンプにつきましては、可搬ポンプ、あるいは自動車ポンプ等の2台をそれぞれの分団で所有しております。消防操法の基準に基づきまして、可搬ポンプについては4名、自動車ポンプについては5名で一応操作をしておりますが、それぞれの個々の人員の中で、月例点検、整備をしていただくということで、それぞれのプラス2名程度、それぞれ振り分けて、現在、月例点検を実施しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） 先ほど聞きましたけども、それに対して、出てこられる数は

どんなですか。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 例えば、宮市分団、宮市分団は定例訓練で7名、三田尻分団が7名、それと華城分団が7名等でございます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） 年間6回の訓練で、今7名とおっしゃったですけども、7名としますと六七、四十二ですから、1分団40名ですから、ちょうど1回、訓練に1回出るということになります。私は6名と聞いておりましたので、ここにある表にも6名と書いてありますけども、6名ですと六六、三十六名ですから、4人は訓練に1回も出ないという状況になります。この人数設定は何によって決められているんですか。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 冒頭申しましたように、基本的にはそれぞれの可搬ポンプ、自動車ポンプ、消防操法の定員というのが決まっております。それぞれの定員に基づいた数に2名ないし3名程度を加算した数で月例点検に参加をしていただいております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） そうではなくて、何名出してくれという指定をしてるということをお最初に言われたと思いますが、それとの関係は。

○副議長（松村 学君） 消防長。挙手でお願いします。

○消防長（秋山 信隆君） ただいま説明しましたように、可搬ポンプ、自動車ポンプ、消防操法の定員が決まっている中で、二、三名のプラスした人員を私どものほうで定めて、参加していただいておりますけど、今後につきましては、これらを踏まえまして、各分団と協議しながら、定員についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） 基本的に訓練を6回やるのに、1回しかやらないなんて、それは訓練になりません。私もそういう訓練をやる世界に住んでおりましたけども、訓練がすべてですよ。訓練がすべてです。それによって実働ができるわけですよ。6回ある訓練を1回しか出ない。それはもう完全に訓練になっておりません。それで、恐らく、私は――今、消防長は非常に苦しい回答をしてらっしゃいましたけれども、恐らくこれは経済的、経済的って言い方はおかしいですけども、経費的な問題で制限をされてるんじゃない

いかと思うんです。今、そうすると、費用弁済についてお聞きしますけども、消防団員の一般団員の報酬というのは、一般団員の報酬は幾らですか。そして訓練には幾ら、1回につき幾ら出されますか。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、費用弁償のことでございますが、火災が発生した場合には1件当たり6,500円。月例点検の場合は5,000円。それから年末警戒等に出動した場合は5,000円。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） 団員の年間報酬を聞きましたけども、資料によりますと3万2,500円。3万2,500円といいますと、月に約2,700円です。これは完全にボランティアの世界です。それにプラス訓練が5,000円、1回。しかも、5,000円を惜しんで、私は分団長になったら、きょうの訓練は全部出て行けど。5,000円掛ける40名、それだけ出さないかと。そうすると大変な支出になるから、1回につき6名にしてくれやと、こういう計画なようですけども、これは消防長が今申したように、今からちょっと考えますということをおっしゃるので、ぜひ、その辺は考えていただきたいというふうに思います。

次の質問ですけども、次はですね、この前、大災害が実は一昨年あったわけですけども、そのときの団員の配置状況について、ひとつお尋ねをいたします。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） その前に1点ほど、先ほどの、消防職員の、100人になったのはいつかということですが、昭和57年に103人でございます。

それでは引き続きまして、大災害時の団員の配置についてお答えいたします。

平成21年7月21日の災害発生から28日までの8日間に、述べ869人の消防団員が出動して、市内各所で活動しております。特に、下右田の剣川周辺、真尾の特別養護老人ホームライフケア高砂、同じく真尾の大歳神社付近の3カ所につきましては、消防、自衛隊、警察、救助犬等の災害ボランティアによる救助、捜索活動を実施しております。

この災害による救助捜索活動は、災害現場を管轄する地元消防団を中心に活動いたしました。しかし、災害が大規模で人命危険が大きかったことから、管轄区域を超えて、複数の分団で対応することといたしました。活動の初期段階におきましては、何日も連続して出動した団員が多くおりましたことも事実でございます。

この災害を教訓といたしまして、大規模で人命危険の大きな災害には、初動の段階から大量の人員を投入し、早期の救出を試み、その後、長期にわたる活動が予想される場合には、各分団を班分けし、輪番で出動するなどの出動体制としているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） 時間もあれですから、結局ですね、消防団員の方たちに聞いてみますと、かなり苦しい勤務であったと。遅くまでやって、朝早くやるというふうなことでありました。それは基本的に何かというと、消防団員の絶対数が足りないということが根源にあります。そしてさらに何かと申しますと、現有の消防団員はほとんどサラリーマン団員です。ですから、毎日毎日、交代で出ていくなることがなかなかできない。休みをとっていくというのができない。以前は農業従事者とか、商業者がやってましたけれども、消防団員もサラリーマン化しております。したがって、勤務をかえて、その消防団の活動に出ていくというのはなかなかできないということがあって、しかるに消防団員は増やさないと、その任務を達成できないということになります。ですから、この点においても、しっかりと団員数の確保をしなきゃならないなというふうな感じがいたします。

次、第5番目の女性消防団の新設についてお尋ねをいたします。

今、敬老会のシーズンですけれども、どこの地区も高齢者が増えて、我が華浦地区でも、75歳以上の高齢者、実に1,200人おります。そういつて、地域の安全にとって、社会的な弱者のうちで、特に高齢者に対する処遇については最大の配慮が必要であろうと。こうした中、その方たちの配慮として、女性消防団の設置はもはや必須のことではないでしょうか。災害のときにしかり、火災のときもしかり、女性がいかに高齢者に対して手厚く助けてくれるかということがわかります。そしてまた、女性団員は何をするか。火災予防、応急手当、地域交流、消防団活動の普及活動、普及啓発、こういったものに期待されているわけで、実際に動くのは男性消防団員ということになりますけれども、こういったことでも意味があると思います。そういう意味で、今、ホームヘルパーの資格を持っている消防団員が訪問活動を行っている場合もあると言われております。

大体2004年の調査によりますと、全国の消防団員のうち1.5%であって、女性消防団員を採用している消防団は全体の約28.9%に及んでおるということで、全都道府県に浸透している状態でございますが、防府市として、新たに女性消防団を新設するということについて、いかがお考えでしょうか。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 女性消防団の新設についてお答えいたします。

本市の女性消防団員は現在2名が団本部に配属されておりまして、10月1日に新たに1名の入団が予定されているところでございます。

県内他市の状況を見てみますと、大半の市町で女性消防団員が活動されているところでございます。本市における消防団員の採用につきましては、年2回の公募により、性別による制限は設けず実施しておりますが、現状は先ほど申し上げたとおりでございます。

今後、女性消防隊の新設等について、消防団との協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） ぜひ、積極的に女性消防団員の新設をお願いいたします。

それと、きょうは、実は、私はここに出て、消防団の質問をするというのが適当かどうかというのが、よくわからなかった。実は消防団の団長というのはだれの指揮を受けるのかというのが、そもそもがわからなかった。だから、だれに言えばいいのか。消防長がその指揮をするのかどうか。法によりますと、時に消防長であり、時に本部長でありというふうなことになっております。したがって、よくわかりませんでしたけれども、消防長殿が答えていただきまして、大変ありがとうございました。

これで、この項につきましては終わりますけれども、消防団員のぜひ増員を図りたいと、図ってほしいという切なる希望がありますが、今までの質問の中から、市長はどういうふうにお考えか、お尋ねをいたします。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は就任以来、消防団の方々との連携は極めて密接にとっておる市長の1人ではないかと思っております。消防長の説明の中にはございませんでしたが、毎月1回、日曜日の朝、ほとんどの団で、8時か、8時半から器庫点検と申しまして、それぞれの消防車両が収納してある消防器庫のあけ閉め、あるいは消防車が安全にエンジンがかかるか否かというような微細なところまで含めて、器庫の点検作業にも、彼らは出て行ってくれているわけでございます。したがって、その団結、あるいはチームワークというものは、極めて高いものがあると評価している者の1人でございます。

あえて、申し上げますならば、これはあえて、私なりの意見でございますが、例えば、自由ヶ丘団地を守備範囲とするところの玉祖消防団、あるいは右田消防団にとって、果たして、自由ヶ丘のほうまで入り込んでいく余力があるのかどうか。新たな地域の形成等々も常に思料に入れながら、消防団長の方々により一層連携を密にして、さまざまな御意見をちょうだいしながら進めていくところが大切ではないかと、このように感じております。

以上です。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） 数についてはどういう感想をお持ちでしょうか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 今、最後に申し上げましたが、消防団長の方々と、よく意見をお聞きしながら進めていくところが肝要ではなかろうかと。ただ単に数をどんどん増やして行って、そのチームワークに乱れが生じたり、その団の結束力が低下していくような事態になっては何にもなりません。いざ、まさかのときの消防団でございますので、その点は十分配慮していかねばならないと、このように感じております。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） 女性消防団につきましては、どうお考えでしょうか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 女性消防団も大歓迎でございます。男女の区別なく、常に消防団員の募集ということで募集をかけておりますので、女性の方だからといって、排除するような状況下ではないと、そのように感じております。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） 今後、少なくとも、5年に1度ぐらいは団員の数はいかにあるべきというのをぜひ検討していただきたいと希望しておきます。

それでは次の……。

○副議長（松村 学君） 安藤議員、6番目の質問がまだされておられませんけど、よろしいですか。

○21番（安藤 二郎君） はい、いいです。

次の質問に移ります。次の質問は、地域コミュニティの構築と支援のあり方についてということについてですけれども。

これは平成20年の2月に防府市の行政改革委員会で、地域コミュニティの構築と支援のあり方について、答申の中で、基づいて、執行部では積極的に地域の協力を得るべく努力をしておられますけれども、この説明会で、ほとんどの方が、出席した方から、あれは何じゃと、何ですかという疑問を抱いております。そしてまた、同じような質問が議会報告会においても何人かから出ております。そこで、ちょっと疑問をただしてみたいというふうに思っています。

市が本年2月に出された「新たな地域コミュニティづくりに向けての基本方針」の中で、何と言われているかということ、新たな地域コミュニティ組織の必要性の中で、都市化の進展

や価値観、ライフスタイルなどの生活意識が多様化し、高齢化が進む中、個人と地域社会とかがわりが弱まり、住民活動の維持も次第に難しくなり、助け合い、互助といった、住民相互のセーフティネットがほころび始めていますと。だから、新たなコミュニティ組織が必要なんですとっておられますが、何とも美しい文言ですので、その実態が定かではありません。どういうふうに一体ほころび始めているのか。その具体的な事象がないので、検討がつかないでいる。それが皆さんの疑問になっているのではないのでしょうか。

現在の組織にどっか崩れかけているところがあるのならば、こういうことを正してほしいから、こういう組織にしてほしいというふうなことがあれば、簡単にわかっていただけるはず。そういうことで、ぜひ、ここで具体的にどんなことがあるのか。崩れかけてるって、どんなことが一体あるのか。1つでも2つでも実例を話していただきたいと、よろしくをお願いします。

○副議長（松村 学君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議員御質問の崩れかかっていることに、1つでも、2つでもあるのかという、具体的な御質問でございましたが、後ほど、また、触れさせていただくことといたしまして、新たな地域コミュニティ組織の構築ということについて、御質問にお答えをさせていただきます。

近年、人口の減少や少子高齢化が進行するなど、本市を取り巻く社会情勢が大きく変化しております。また、国と地方との関係も見直され、地域主権改革が進展する中、新たな地方自治を確立する動きも見られるところでございます。

国の動向につきましては第27次地方制度調査会が平成15年11月に、「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」をまとめ、地方自治の強化を図るとともに、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって、地域の潜在力を発揮する仕組みづくりが提言されました。これは補完性の原理によるものでございまして、政策決定は、より影響を受ける市民、コミュニティなどにより近いレベルで行われるべきという考え方でございます。

全国的に見ましても、「地域協働型のまちづくり」の仕組みといたしまして、小学校区など、一定の区域を定め、当該地域の住民をはじめ、地域社会を構成する多様なまちづくりの担い手が参加、協議、活動するための組織として、「地域自治組織」の整備に取り組む自治体が増えてきております。

本市におきましても、今後、人口の大幅な増加が見込めない中、現状においても自治会加入率の減少傾向、また、地域住民の地域への帰属意識や関心の低下による連帯意識の希薄化、人材の固定化・高齢化による、地域を担う人材の不足、課題のすべてをこれまでの

ように個別の組織で解決することが難しくなっている現状を危惧しているところがございます。

このため、地域住民同士がつながりを持って、地域が一体となって、地域の課題解決に主体的に取り組めるよう、自治会、地区社会福祉協議会、老人会クラブ等の地域団体、企業、NPO、学校等の法人、ボランティアなどの市民活動団体等、各種団体を包括した新たな地域コミュニティ組織が必要になってきていると考えております。

新たな地域コミュニティ組織は一定の地域性、共同性、信頼感等によって、住民相互の交流が行われている地域社会である現在の地域コミュニティを構成する自治会、地区社会福祉協議会などのすべての各種団体が参加し、地域住民が一致協力して、防犯、防災、環境保全、高齢者福祉などの複雑かつ多様化している地域課題に取り組むことができる組織でございます。

この新たな地域コミュニティ組織の構築につきましては、市内の各種団体の代表者で構成される「防府市地域コミュニティ検討協議会」を設置し、検討・協議をしていただいております。これを受けて、現在、市内15地域に新たな地域コミュニティ組織の構築についての基本的な考え方を説明させていただき、御意見をお聞かせいただいているところでございます。

地域は、地域住民個人と、その地域住民による自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブなどの各種団体のほか、地域によっては、NPOや企業などで構成されているものがございます。これらの各種団体はそれぞれの目的に沿って、活発に活動しておられます。各地域は体育祭、文化祭、清掃活動等の行事について、地域の各種団体が一致協力して取り組んでおられることと思います。

しかし、地域によりましては、自主防災組織の設置や清掃作業から伝統文化の継承に至るまで、多岐にわたり、年間を通して活発に活動しておられるところがある中で、やむなく活動の縮小をせざるを得なくなった地域もあるようでございます。

さて、現状組織ではどのような不具合があるか、具体的事象は検証されているかとお尋ねでございましたが、現状組織の不具合と考えられるのは、地域の担い手不足や地域の団体同士の連携不足が挙げられるのではないかと思います。

本市には、市内15地域に256の自治会がございますが、最近、自治会長や民生委員児童委員を引き受ける方が少なくなっていると聞いております。このような現状から、地域によりましては、自治会長が1年、あるいは2年で順次交代される自治会長の輪番制を取り入れている自治会もあるようでございます。自治会長の輪番制は、いろいろな地域住民が自治会活動にかかわられるという意味では、よい面がございますが、頻繁に自治会長

が交代されて、引き継ぎが確実になされない場合は、自治会の運営が難しくなることも懸念されるところでございます。

また、地域パトロール活動などの取り組みは、類似した活動を行っている団体が一体となって取り組んでおられる地域がある中、個別の団体で取り組んでおられる地域もございまして、団体同士の連携が取りづらいとの御意見もございます。

これらの地域づくり、まちづくりのあり方は、地域に暮らす住民の方々が行政とともに地域の課題を把握し、その解決に取り組んでいくことが今まで以上に重要になってまいります。

そのため、本市では、これまで比較的、組織ごとに行われていた課題解決や活動を地域全体で、一体となって、主体的に取り組めるようにするための新しい地域コミュニティ組織の構築が必要になってきていると考えているわけでございます。

この地域が一体となった組織づくりの主体は地域住民の方々でございまして、地域住民の方々の協議によって、進められなければなりません。また、人材の育成や団体同士の連携を深めることは、希薄化している住民同士のつながりを深めることにもつながっていくことから、今後の地域づくりに係る新たな人材の発掘と育成、団体同士の連携強化が必要となると考えております。

一方で、新たな地域コミュニティ組織の構築の実現に向けましては、課題もたくさんございます。9月9日の山根議員の御質問の折にもお答えをしておりますが、これまで地域での説明会において、あるいは市民の皆様方から、偏った地域づくりにならないか心配である。新たな地域コミュニティ組織内で予算を割り振ることが難しいのではないかと、一括交付金等の管理は適切に行われるのかというような御意見もいただいております。今後、新たな地域コミュニティ組織を構築するに当たりましては、これらを解決する必要があると考えております。

○副議長（松村 学君） 市長、今の2番目の質問まだしてないんで、それで1回終わってください。

○市長（松浦 正人君） では、やめましょう。議長の指示に従います。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） 具体的な話がなかなか出てこないんで、非常に難しい話なんですけれども、実は全く、恐らくこんなことは考えてないかもしれませんが、11日の日に私の近くの松原公園の中に小鳥神社という、物すごくちっちゃい神社があります。この例大祭というのがある。これは何かというと、五穀豊穡をお祝いするための大祭です。この大祭をやるのに、子どもたちが、5地区の自治会が集まって、みこしを持ったりして、

5地区をずっと回るんですね。我々も一緒に回ります。そうすると、以前は玄関先に出て来て、おさい銭を投げしてくれる。5地区ですよ。5地区回って、大体10軒ですよ、出てくれたのは。10軒です。それが一つ。

それからもう一つ、このお祭りを主催したのは92歳の総代長です。一番下は65歳。たった7人でやる。私を含めて7人でやりました。そういう状況です。今、市長が人材が云々という話をされました。それもありません。

それからもう一つ、もう既にまち中でも稲刈りを始めました。まち中の稲は今どうなってるか、御存じですか。ほとんどが飼料米です。おれたちが同じようにつくった米、どうして飼料米なんだと言いながら、これは飼料米なんですよと言っている。これが五穀豊穡のお祭りに適しますか。この米は飼料に行くんだよ。それで五穀豊穡のお祭りになりますか。そんなことを考えなきゃならんのですよということが必要なんですよ、組織は。こんなことだれが考えますか。92歳の総代長を60歳の総代長にしようや。だれが考えるんですか、これを。こういうことを説明してほしいんですよ。皆さんが玄関先に出てきて、100円でも、200円でも、10円でも、いいから、どこの軒先に行っても、みんな、おさい銭を投げしてくれる。そんなふうにするには、どうすればいいんですか。それ、だれがやるんですか、一体。そのための組織ですよ。

そのための組織が何かというと、さっき市長がちょっと触れましたけれども、実は、国の平成15年11月の第27次地方制度調査会、この中の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」というのがある。これは何かというと、合併市の各自治、各、分かれた市の自治のあり方について述べたものですけども、この中に何て書いてあるかというと「今後の我が国における行政は国と地方の役割分担にかかわる補完性の原理の考え方に基づき、基礎自治体優先の原則をこれまで以上に実践していくことが必要である」。ここで私は、市長は今途中でとめられちゃったから、後で述べられると思ったんですが、大事なことは補完性の原理とは何ぞやという話なんです。補完性の原理とは何ぞや。補完性の原理とはどっから出たかって、EUから出たんですよ、EUから。EUの各国は独立してます。そして各国が独立していて、その独立したものがやろうとしてもできないことをEUが補完するんです。

ですから、今やろうとしている、このコミュニティ組織は何かというと、地方では、地域では一つの独立した地方政府にしましょう、地域政府にしましょうと。そして、そのできないところを市が補完してくださいよというのが補完性の原理なわけですよ。それをやろうと言ってるわけ。そのことを明確に言わないと、皆さんよくわかりません。地域に行って説明してもわかりません。皆さんはとにかく、この地域は自分の地域ですから、自

分のことは自分のことでやってください。そのかわり、地域だけでできないところは市が補完しますから、どうぞやってくださいと。そのために一番大事なのは何かというと、市のほうがその補完の原理に合うシステムをつくらなきゃいけないんです。市は一生懸命説明しに行くのに、あんたたち、どういう組織でもいいからまとめてくださいって歩いてるかというと、そうじゃない。じゃあ、補完するほうの組織はどうなってますか。山根議員の説明のときに、大きいお金が多分動くようになるかもしれません。その金銭管理はどうしますか。あるいは今市長が言った、人材育成はどうしますか、金銭管理はどうしますか、人材育成はどうしますか、それは市が補完すべきことなんですよ。それは市が指導すべきことであって、地域に任せるべきことじゃないんですよ。その辺をきちんと仕分けをして、市のほうは、我々は何をするので、皆さんは市でつくってくれと。その一番いい例が、例をちょっとだけ示します。これは伊賀市の自治基本条例、伊賀市。この基本条例には、まず第2条「用語の定義」の「自治」、「自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう」と書いてある。第3条「基本理念」の中に何て書いてあるか、基本理念の(1)に、「補完性の原理に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し」云々と、こう出てます。最初に、一発目に補完性の原則が出てますよ。

次に、第4条「自治の基本原則」、この中に何と書いてあるか。この中に、第4項に「まちづくりは、まず市民自らが行い、さらに地域や市が補完して行う」と、このようになってる。それからさらに、第24条から、「住民自治協議会」というのがありまして、第23条から第28条までにそれが書いてあるんですが、住民自治協議会に何て書いてあるかというと、第25条、「住民自治協議会の設置」、「前条に規定する住民自治協議会が設立された場合、その代表者は、市長に設置の届出をする」と。「市長は、住民自治協議会の設置の届出があった場合、当該協議会を市長の諮問機関」、いいですか、「市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地区の同意・決定機関とする」と。ここまで書いてあるんですよ。これこそが、いわゆる、今求めようとしてる地方自治のあり方なんです。

そこで、これはあくまでも――それで第28条には「地域まちづくり計画」というのがありまして、「住民自治協議会は、自らに取り組む活動方針や内容等を定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする」と、こういうふうになっております。

これは伊賀の基本条例ですけども、こういう地域のシステムをつくってくださいという意味なのか、それが私が言ってるガバナンスということですよ。既に自分たちで、お金、人間は全部自分たち。だから、消防団なんてのも、この組織でつくればいいんですよ。この組織で何人はいると。それでつくっちゃえばいいわけですよ。そういうことをやるのが

自治の組織です。地域の自治の組織です。それを言ってるんです。そういうものを求めるのか。そうじゃなくて、現状ある組織をまとめて、要するに管理をしようという話なのか。先ほど申しました、市長が言われたように、だれか人間がないから、何とかまとまってやろうと、そんなことじゃないんです。一括交付金なんて、そういう狭隘な話じゃないんです。そうじゃないんです。自治はもう独立するよと。それに対して、市は補完してくれよという話。それでいいのかどうかをちょっとお尋ねいたします。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は地域コミュニティの構築というのはいろいろな手法があると思います。その手法を大まかに分けると、マネジメントとガバナンスということになっていくんだろうと思うんですけども。私が考えている防府市の今の合併を選択できなくて、今の状況で、きておる防府の地域性等々を考えていきますと、ガバナンス機能を持つところまでは、なかなか到達はできないのではないかと、私は思っております。マネジメント機能を果たしていける地域コミュニティである。そのために、市役所としてお役に立てるところはお役に立たせていただくことが基礎自治体の役割ではなかろうかと、そのように私は思っております。

○副議長（松村 学君） 21番、安藤議員。

○21番（安藤 二郎君） この防府市が出した新たなコミュニティの基本方針の中で、何と言っておられるかという、「地方分権は国から市、町といった、行政から行政への分権だけでは完結しません。行政から住民の手へと分権が進展しなければなりません」。明確にここに記述されております。

それから、さらに、もう一つは地方自治研究機構の調査の件を書いているらしいです。だから、恐らくですね、恐らく下にはそういう考え方があるだろう。今の市長の含みも、そこまで行きたいけれども、実はまだそこまではちょっとなかなか難しいかなという話であるとするならば、現在の組織をマネジメントをよくしようということであれば、かなり難しくなりますので、その辺のところを説明をきちっとしたものをしていただきたいなというふうに思います。何かございましたら、どうですか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 各種説明会、15地域に出向いて行ってございまして、住民の方々の御意見、お考え方というものもおおむねわかっておりますので、市民の皆様方のお気持ちに沿ったコミュニティづくりを今後も続けていきたいと、そのように考えております。

○21番（安藤 二郎君） それでは、これで終わります。

○副議長（松村 学君） 以上で、21番、安藤議員の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は9月30日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

午後2時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年9月13日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 松 村 学

防府市議会 議員 山 田 耕 治

防府市議会 議員 青 木 明 夫